

総務建設常任委員会

平成26年12月16日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年12月16日（火） 午前9時30分 開会
午後4時35分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	西川	朗
委員	内野	悦子
〃	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	阿古	和彦
〃	赤井	佐太郎
〃	下村	正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	川村	優子
〃	増田	順弘
〃	朝岡	佐一郎
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	杉岡	富美雄
教育長	大西	正親
企画部長	吉村	孝博
人事課長	下村	喜代博
〃 主幹	吉川	正人
企画政策課長	米井	英規
情報推進課長	松村	昇道
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
生活安全課長	門口	昌義
税務課長	西村	圭代子
市民生活部長	芳野	隆一

新炉建設準備室長	巽	重	人
保健福祉部長	山	岡	加代子
社会福祉課長	西	川	佳 伸
都市整備部長	生	野	吉 秀
〃 理事	土	谷	宏 巖
建設課長	石	田	勝 則
〃 主幹	木	村	喜 哉
都市計画課長	松	村	吉 章
産業観光部長	河	合	良 則
農林課長	池	原	博 文
商工観光課長	岸	本	俊 博
教育部長	田	中	茂 博
教育総務課長	西	川	信 明
学校給食センター所長	高	橋	一 馬
上下水道部長	川	松	照 武
下水道課長	西	川	良 嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田	馨
書記	中	井	孝 明
〃	新	澤	明 子
〃	谷	口	亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第46号 新市建設計画の変更について

議第49号 葛城市議会職員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

議第50号 葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

議第51号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第54号 平成26年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について

議第59号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について

(4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。12月議会の議会中でもあり、また師走の押し寄せたときでございますが、大変皆さん方お忙しい中、総務建設常任委員会を開会いたしまして全員参加いただきましたこと、まことにありがとうございます。本日、議題は大変多いと思いますが、皆さん方、スムーズに運営できるよう、ご協力のほどよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、招集者としての挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。朝岡議員、川村議員、増田議員、白石議員、4名の方でございます。

一般傍聴の申し出が2名あります。

お諮りいたします。

一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第46号、新市建設計画の変更についてを議題といたします。

お手元に配付されております資料のうち、今後10年間の定員計画に基づきましては、委員会終了後に回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村企画部長。

吉村企画部長 おはようございます。企画部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第46号、新市建設計画の変更につきましてご説明申し上げます。

この新市建設計画につきましては、平成17年度から平成26年度の10年間として策定いたしまして、その事業の期限が平成27年3月末までとなっていたところでございます。この新市建設事業につきましては、平成17年度当初、全体事業費を157億6,400万円の予定で開始させていただきまして、その後、個々の事業費の精査や給食センター、幼稚園の整備事業の追加などで、平成24年6月議会におきましては、全体事業費は200億2,067万8,000円の見込みであると報告させていただいておったところでございます。

また、現在、事業施行中のごみ処理施設整備事業、地域活性化事業、社会資本整備総合交付金事業、また尺土駅前広場整備事業などの事業で、平成26年度中の完了が難しいことが認

められることから、事業完了までには平成26年以降の期間延長が必要となっているところでございます。

ご承知のとおり、旧合併特例法では合併から10年間の合併特例債を認めるものでございましたが、平成23年の東日本大震災を契機といたしまして、その法律が一部改正され、最大5年間の延長が認められたものでございます。

この新市建設計画の変更に当たりましては、奈良県と数度の協議を行う中で、計画期間を延長されるのであればそれに見合った人口等の状況、人口フレーム等の推移を国勢調査の直近である平成22年までのデータを使用したものに変更するように、奈良県より指導がございました。その他の部分につきましては、字句の変更ではよいが、あくまでも平成15年12月作成時から計画年の延長の変更であるということの基本として行うことの指導により、変更したものでございます。

これらの状況によりまして、計画期間の延長とそれに伴う変更につきまして、今回新市建設計画の変更をご提案させていただいたものでございます。

それでは、お手元に配付の新市建設計画の新旧対照表、左が変更前、右が変更後となっている部分の新市建設計画でございます。この対照表をもちましてご説明申し上げます。

それでは、表紙の部分でございます。策定期間及び変更時期を明確にするため、平成15年12月の策定と今回を含みます2回の変更につきまして、年月日を記載しているところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。5の合併に至る経緯の5行目、南阪奈道路が開通しておりますので「現在建設中」を削除いたしました。

次に6ページでございます。下段3の計画期間の変更でございます。東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正によりまして、対象期間を平成26年度までの10年間から平成31年までの15年間と変更するものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。2の新市の概況でございます。

(1) 位置と地勢の2行目でございます。金剛生駒国定公園を名称変更によりまして、「金剛生駒紀泉国定公園」に変更し、計画策定時の直近の国勢調査は平成12年でございましたが、計画延長に伴います直近の国勢調査年が平成22年でございますので、この変更に伴いまして(4)でございます。1、総人口のところでございます。平成「12」年を平成「22」年に、「両町」を「新市」に、総人口を3万5,859人に、「昭和55年」を「平成2年」に変更いたしました。同じく2の年齢人口におきましては、平成22年に年少人口比率が15%、生産年齢人口が62.7%、老年人口が22.3%になることの変更でございます。

続きまして、8ページでございます。同じく計画期間延長に伴う国勢調査年及び数値の変更によりましての変更でございます。3の世帯でございますが、平成22年で1万1,891世帯と変更し、世帯当たりの人員を3.0人となることの変更でございます。

また、人口・世帯の推移表につきましては、昭和55年、昭和60年分を削除いたしまして、平成17年、平成22年分を追加するものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5の就業人口につきましては、高齢人口の増加に伴いまして、平成17年からは高齢人口主体の人口構造への移行と変更いたしまして、その下の第1次産業、第2次産業は減少傾向で、第3次産業はおおむね増加を続け、平成22年には9,730人、64.6%となっていますとの変更でございます。

次に9ページをごらんいただきたいと思います。産業別人口の推移につきましては、計画期間延長に伴う産業別就業人口の推移表の国勢調査年及び数値を直近の調査年まで反映させるため、昭和55年、昭和60年分を削除いたしまして平成17年、平成22年分を追加しております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。1の新市の将来像につきまして、2行目、南阪奈道路が平成16年3月28日に全線開通しておりますので、変更させていただきます。

次に、11ページでございます。①の総人口の3行目でございます。計画期間延長に伴う人口フレームの変更といたしまして、平成32年の人口フレームを3万7,342人と変更し、②の年齢別人口、4行目を同様の理由によりまして平成32年では約28.4%と変更し、続く③世帯につきましても同様の理由によりまして世帯数は平成32年には1万4,041世帯となる見通しです。さらに、1世帯当たりの人員は、平成12年から平成22年の10年間で減少傾向を示し、核家族化の傾向が続くことが予想されますので、平成32年では2.66人を下回る見通しでございます。それに伴います変更でございます。

次に、12ページをお開きください。計画期間延長に伴う人口・世帯数の見通しでございます。平成22年までは国勢調査の数値を、それ以後につきましては確定できる数値である住民基本台帳の数値を基本といたしまして、伸び率につきましては住民基本台帳の過去の推移率及び国の人口問題研究所の伸び率の平均をとり算出しております。変更といたしましては、国勢調査実績の平成2年、平成7年、平成12年を、平成12年、平成17年、平成22年に変更いたします。見通しにつきましては、計画年を含む平成27年、平成32年に変更し、参考につきましては見通しの平成32年より5年後の平成37年に変更しており、数値につきましては記載のとおりでございます。

次に、2の就業人口につきましては、国勢調査のデータしかないことから、過去のデータにより推計しております。これをもとに人口フレーム期間の変更により就業人口につきましては平成32年で1万5,201人、就業構成比率につきましては平成32年では第1次産業の就業人口構成比は2.9%、第2次産業では26.4%、第3次産業では70.7%になる見通しの変更でございます。

産業別就業人口の見通しにつきましては、国勢調査の数値を用いまして計画期間延長により平成2年から平成12年までの実績を平成12年から平成22年までに変更いたしまして、見通しにつきましては人口・世帯の見通しに記載の平成32年度と変更しております。数値につきましては記載のとおりでございます。

この後、参考資料として財政計画をおつけしております。この内容につきましては、後ほど総務部長の方からご説明申し上げます。

次に、お手元のA3のカラー版の新市建設計画事業をごらんいただきたいと思います。2

枚もののカラー刷りの分でございます。基本の内容といたしましては、左から施策項目、施策区分、平成24年6月時点での事業年度と全体事業費の内訳でございます。真ん中の部分が、平成24年6月と平成26年12月の事業費の差額を記載しており、その右側が平成26年12月の変更案でございます。

今回の変更案数値といたしまして、平成24年6月の報告数値と比較してみますと、表の左側の5つの施策項目のうち、事業費が増加している施策項目は教育・文化の充実創造と産業の育成創造、生活環境の整備及び都市基盤の整備となっております。また、保健・医療・福祉の充実の施策項目のみが減少となっているところでございます。

事業費の変更の内訳でございます。まず、教育・文化の充実創造の小計欄をごらんいただきたいと思っております。紫色の部分でございます。平成26年12月の変更案を見ていただきますと、事業費が59億2,685万7,000円で、その内訳は国庫補助金が22億1,207万円、特例債が18億940万円、通常債が8億5,260万円、その他事業費といたしまして2,248万3,000円でございます。そして一般財源が10億3,030万4,000円となり、平成24年6月の数値と比較いたしますと4億2,090万1,000円の増となっております。

次に、保健・医療・福祉の充実の小計欄をごらんいただきたいと思っております。平成26年12月の時点の変更案の事業費につきましては8億1,135万8,000円、その内訳といたしまして、県補助が2,940万6,000円、特例債が6億4,200万円、一般財源が1億3,995万2,000円となり、平成24年6月数値と比較いたしますと1億1,249万5,000円の減となっております。

次に、産業育成の創造の小計でございます。平成26年12月の変更案では、事業費が26億3,465万7,000円、その内訳といたしまして国庫補助が10億8,348万4,000円、県補助が2,151万3,000円、特例債が11億5,710万円、その他1,835万1,000円、一般財源3億5,420万9,000円となり、平成24年の数値と比較いたしますと2億1,992万5,000円の増でございます。

次のページをめくっていただきたいと思っております。生活環境の整備の小計でございます。平成26年12月の事業費では74億8,000円で、その内訳は国庫補助金が23億5,506万3,000円、県補助が345万円、特例債が43億5,170万円、通常債が8,100万円、その他といたしまして535万7,000円、一般財源が6億343万8,000円となり、平成24年6月数値と比較いたしますと6億6,851万4,000円の増でございます。

次に、都市基盤の整備の小計でございます。平成26年12月の事業費では50億8,887万5,000円、その内訳といたしまして国庫補助が20億5,900万5,000円、県補助金は500万円、特例債が20億2,980万円、一般財源が9億9,507万円となり、平成24年と比較いたしますと6億4,423万2,000円の増でございます。

最後に、新市建設計画事業の合計でございます。平成26年12月の総事業費が218億6,175万5,000円、その内訳といたしまして国庫補助が77億962万2,000円、県補助が5,936万9,000万円、特例債が99億9,000万円、通常債が9億3,360万円、その他といたしまして4,619万1,000円、一般財源は31億2,297万3,000円となり、平成24年6月の数値と比較いたしますと事業費が18億4,107万7,000円の増、合併特例債の発行額におきましては9,310万円の増となっております。

以上が新市建設計画の変更案でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 次に、山本総務部長より説明をお願いいたします。

山本総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させてもらっております資料に基づきまして、本財政計画についての説明をさせていただきます。

お手元に配付の資料につきましては、一昨年度の6月に提出をさせていただきました財政計画の総括表であります葛城市財政計画Aの1、それと財政計画の前提条件Aの2、そして主要財政指標の推移（見込み）でございますAの3、いずれも右上に平成24年6月と括弧書きしておるものでございます。それと、今回見直しをさせていただきました財政計画の総括表であります葛城市財政計画変更後Bの1、財政計画の前提条件Bの2、そして主要財政指標の推移（見込み）でございますBの3、いずれも右上に平成26年12月と括弧書きしたもの、それと、最後に一昨年度6月時の総括表Aの1と今回の総括表Bの1とを比較いたしました財政計画比較表Cとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の財政計画につきましても前提となる条件につきましては、一昨年度の6月時の財政計画での条件と、基本的には変わりはありません。

まず、前回の6月時の財政計画の条件につきましても概要説明をさせていただきます、その後、今回の財政計画の条件、数値等の内容、また、それに基づきます財政指標等につきましても説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料は財政計画Aの1、財政計画の前提条件Aの2、それと主要財政指標の推移Aの3についてご説明させていただきます。

まず、前回の財政計画策定に当たっての前提条件につきまして、説明をさせていただきます。この財政計画につきましては、歳入歳出の各費目ごとに、過去の実績、平成22年度の決算統計及び当時の直近の予算、すなわち平成23年度の当初予算を基本といたしまして、平成23年度から平成32年度までの10年間を普通会計ベースで100万円単位のもとに見通したものでございます。

それぞれの年次別の位置づけでございます。まず、平成23年度につきましては3月年度末現在の現計予算ベースをもって積算しており、また、翌平成24年度につきましては当初予算ベースとなっております、加えて平成23年度からの繰越明許及び逐次繰越を反映した数値となっております。そして、平成25年度以降につきましては、各年度とも前提条件に基づきます推計数値の記載となっておりますのでございます。

次に、この財政計画を策定するに当たって、各特別会計の位置づけでございますが、財政計画上はいずれの特別会計も現行制度が存続するものとして推計をいたしております。また、使用料や手数料などの公共料金につきましては、改正などの見直しは見込まず、いずれも現行制度の継続というもとでの設定となっておりますのでございます。

それでは、歳入歳出の主な費目の前提条件につきまして、説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。地方税につきましては過去の実績、また今後の経済の見通しなどを踏まえ、当時の現行制度を基本に推計いたしております。

次に地方交付税でございます。普通交付税につきましては、新市建設計画事業に対する普通交付税措置などを見込んだもとに、算定の特例すなわち合併算定替えによります算定をいたし、平成27年度以降につきましては一本算定に向けた縮減率を掛け合わせ、平成32年度で一本算定といたした推計をいたしております。また、特別交付税につきましては、過去の実績等を参考に、段階的な割合の改正を反映させて推計をいたしております。

次に、分担金及び負担金でございます。平成22年度決算額と同額にて推計をいたしております。

続く使用料、手数料につきましては、平成22年度決算額をベースに霊苑使用料等を見込んで推計をいたしております。

また、国庫支出金、県支出金につきましては、それぞれ平成24年度当初予算額をベースにいたしまして、各年度ごとに増減いたします扶助費や新市建設計画事業を初めとする普通建設事業等により収入分を見込んで、推計をいたしております。

次の繰入金でございます。繰入金につきましては、年度間の財源不足相当分を見込んで推計いたしております。また、国営十津川紀の川の2期事業費の償還が平成27年度から平成29年度までの3カ年度に分けて行うため、国営十津川紀の川2期事業費償還基金を設置した中で当該年度に償還分を取り崩して繰入れをすると、こういう推計をいたしておるところでございます。

次に、地方債でございます。地方債につきましては、新市建設計画事業の合併特例債を初め、通常債などの発行分を見込んで推計をいたしております。

歳入の主な費目の前提条件につきましては以上でございます。続いて歳出に入らせていただきます。

まず、人件費でございます。人件費につきましては、今後10年間の退職、採用予定表に基づき、在職者の定期昇給などを見込んで推計をいたしております。

次に、物件費でございます。物件費につきましては、過去の実績平均をもとに毎年1%の減で見込んだ上に、住民情報システム機器更新事業、また基幹システム共同化に係ります経費などを上乗せして推計をいたしております。

続いて、維持補修費でございます。維持補修費につきましては、施設などの老朽化により増となることを見込まれるため、平成24年度当初予算額をもとに毎年1%の増にて推計をいたしております。

続く扶助費でございます。過去の実績対象者の推移、また近年の動向等を勘案いたしまして推計をいたしておるところでございます。

続く扶助費等でございます。扶助費等につきましては、平成24年度当初予算額と同額で推計しております。ただし、国営十津川紀の川の2期事業費の償還が先ほど申しましたように平成27年度から平成29年度までの3カ年度に分けて行うため、当該年度に相当の償還額を上乗せしております。

次に、公債費でございます。公債費につきましては、これまでの既発債に係ります償還予定額に、平成23年度以降の新市建設計画事業などに伴う新たな地方債に係ります償還見込み額を加えて推計をいたしております。

続く積立金でございます。合併後の市町村の振興のための基金造成による積み立て、国営十津川紀の川の2期事業費償還基金、また体力づくりセンター整備基金への積み立て等、基金利息収入の積み立てをも見込んで推計をいたしております。

繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険、下水道事業の特別会計など、繰出し対象となっております特別会計への繰出し所要額を推計いたしております。

次に、普通建設事業費でございます。普通建設事業費につきましては、新市建設計画事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計をいたしております。

歳出の主な費目の前提条件につきましては以上でございます。

このような条件のもとに推計をいたした前回の財政計画の総括表につきましては、Aの1でございます。ごらん願いたいと思います。

新市建設計画事業の最終年度が平成26年度、すなわち本年度であったために、平成24年度から平成26年度までの間の財政規模といたしますのが、本格的な新市建設計画事業費のかさむ年度であることなどによりまして、平年時よりもはるかに多い平成24年度で167億2,300円、また翌平成25年度に至っては191億5,000万円、本年度、平成26年度は172億7,000万円、その後は120億円から130億円台を推移するといった計画でございます。

これにより、地方債残高につきましては、平成26年度での210億3,900万円をピークに、放物線を描くといった公債費の地方債残高はそういう形で推移し、また公債費のピークにつきましては、平成29年度に20億2,900万円で、その後は徐々に右下がりで見込んでおるわけでございます。また、積立基金の残高につきましては当時直近の決算年度でありました平成22年度末の残高24億4,400万円が、財政計画の最終年度に当たります平成32年度では9億5,900万円と見込んだものでございます。

また、これらの推計値から出てまいります財政指標でございます。Aの3でございます。こちらについては記載のとおりでございます。まず経常収支比率に至りましては、平成29年度の98.7%をピークに放物線を描くことに、また実質的な公債費が財政に及ぼします負担を示す実質公債費比率につきましては、平成30年度のピーク時で11.3%と見込んであったわけでございます。このピーク時の数値、11.3%でございますが、財政再生基準とされる35%、また早期健全化基準団体とされる25%はもとより、危険領域で起債の許可制が強いられるという18%に比べても、はるかに低い健全な数値と見込んでおったところでございます。

このように、おおむね平成29年度、平成30年度の2カ年度ぐらいの中で、財政指標のピーク時を迎えるものの、この前回の財政計画期間中におきましては、いずれも健全な数値状態で推移していく見込みである10年間といった計画であったわけでございます。

前回の財政計画の概要につきましては、以上とさせていただきます。これより、今回、新市建設計画の期間延長、また事業費の見直しなどを盛り込みました今回の財政計画につきましての説明に移らせていただきたいと思います。資料につきましては、先ほど申しました

ように、右上に平成26年12月といずれも括弧書きをさせていただきましたBの1、Bの2、Bの3、それと財政計画、前回、今回の比較表でありますCでございます。なお、本日提出させていただいております財政計画につきましては、その条件的なもの、また制度的なものを初めまして、普通交付税の積算のあり方、また合併特例債を初め起債に関することなどにつきましては、県の財政担当部局の事前協議、また検収を経ておるところでございます。

それでは、今回の財政計画の前提条件につきましての説明をさせていただきます。根底となります基本的な条件につきましては、先ほども申し上げましたように前回の条件と大きく変わることはございません。今回の財政計画は、歳入歳出の各費目ごとに過去の実績、平成25年度の決算統計及び直近の予算、すなわち平成26年度の当初予算を基本といたしまして、平成26年度から平成35年度までの10年間を普通会計ベースで100万円単位のもとに見通したものでございます。

財政計画表では、平成23年度から経年の推移を記載させていただいております。平成23年度から平成25年度の3カ年度につきましては既に過年度となっております、普通会計ベースの決算額に置きかえております。また、平成26年度につきましては、9月補正後の現計予算をベースに、平成25年度からの繰越し処理と留保財源処理を行っておるところでございます。

年次別の位置づけにつきましては、以上でございます。

また、前提的な条件でございますが、消費税につきましては平成27年10月以降、現行の8%から10%に引き上げられるといった積算でもっての金額をはじいておるところでございます。

次に、各特別会計の位置づけでございますが、国保の特別会計のように広域化の方向が示されているものにつきましてはそれに従った推計をいたしております。その他の特別会計につきましては、いずれも現行制度の継続というもとでの設定となっております。

続きまして、前回の財政計画時と条件が変わった費目につきましての概要をご説明申し上げます。

歳出で主な性質別の増減変更のあった費目につきましては、まず今年4月に奈良県の広域消防組合設立に伴いまして、これに伴います人件費の費目移行でございます。常備消防に係ります人件費につきましては、本年度以降性質別では補助費等に移行しての推計となっております。

また、対象者の推移や近年の動向などを勘案して見直しました扶助費、それと新市建設計画での事業費や期間延長の見直しなどによりまして、普通建設事業費の費目などが今回条件の変わったところがございます。

また、これらの費目での増減変更に伴いまして生じてまいります公債費の変更、そして歳入では特定財源といたしまして国庫・県それぞれの支出金の変更、地方交付税、地方債等の変更などとなっております。また、これらの費目での増減変更に伴いまして生じてまいります公債費の変更、そして歳入では特定財源といたしまして国庫・県それぞれの支出金の変更、地方交付税、地方債等の変更などとなっております。

また、歳入での自動車取得税交付金につきましては、消費税が10%に引き上げられた時点で廃止されることが決められておりまして、財政計画上では平成27年度10月、そのうちこの

年度の後半からは当該交付金は見込んでおらない、こういうところでございます。

それでは、お手元に配付の資料Cにつきまして、これら変更に伴います影響額につきましての説明に移らせていただきたいと思います。

この表につきましては、前回の財政計画の総括表でありますA1と今回の財政計画の総括表でありますBの1の差額を、歳入歳出それぞれの費目別にあらわしておりますとともに、積立基金の経年的な推移を100万円単位で示しております。なお、平成33年度から平成35年度までの3カ年度の比較額につきましては、財政計画期間の見直し、すなわち前回の最終年度は平成32年度をもっておりました。これが今回、平成35年度まで対象期間を延ばしたわけございまして、この期間分についてはこの比較表の中では改造、全て新しく計画いたしました今回の財政計画上の額がそのまま上がっておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、歳出より主な増減のありました費目につきましての説明をさせていただきます。

まず、人件費でございます。前回に比べ右下がりとなっております。この主な要因につきましては、先ほど説明いたしましたように、県の広域消防組合設立に伴いまして常備消防の人件費が扶助費等にシフトしたこと、また議員定数が18人から15人に削減されたことなどにより人件費の減となっております。その影響額は、財政計画上、平成27年度から平成32年度までの6年間で11億2,100万円の減となっておりますのでございます。

次に物件費でございます。基準年度の移行、すなわち前回物件費については平成18年度から平成21年度、決算平均ベースをとっております。今回、直近年度、平成25年度まで移した中での平均ベースをもとに移しました関係で、物件費の基本的な面につきましては増になっておるところでございます。また、新たに学校給食センターの調理等の業務委託などの費用や、コミュニティバスの委託費など経年的に物件費が重なってくることによる増加ございまして、その影響額につきましては財政計画上、平成27年度から平成32年度までの6年間では17億6,200万円の増額となっておりますのでございます。

次に、補助費等でございます。前回見込んでおりました額より、今回の見込み額は毎年4億から5億円台の増でございます。主な要因につきましては、先ほど人件費でも説明いたしましたように、県の広域消防組合設立に伴います常備消防に係ります人件費を初め、物件費などの費用が、平成26年度より組合への負担金に費目が移行し、性質的には補助費等に位置づけられることとなったことなどにより増加ございまして、その影響額は6年間で31億7,500万円の増額となっております。

また、国営十津川紀の川の2期事業費の償還負担金につきましては、これまで積立基金を設置して積み立てを行い、平成27年度から平成29年度までの3カ年度にかけてその基金財源をもって分割償還を見込んでおりましたが、地方財政措置の伴った有利な起債借り入れでもっての分割償還ができることによりまして、一般財源丸々投じての償還額が有利な起債借り入れ活用により、一般財源持ち出しが助かることとなるため、今回起債活用による償還と見直しをさせていただいております。

次に、普通建設事業費でございます。既に本日説明のありましたように、新市建設計画の期間延長と諸事業の年度見直し、また事業費の見直し等に伴います普通建設事業費につきま

しては、前回の財政計画では平成26年度が最終年度と位置づけられておりましたが、今回の見直しで新市建設計画、特に合併特例債活用事業について平成29年度までと位置づけられた中での推計となったために、平成26年度までに凝縮しておりました事業費が少しなだらかに押し延べられたことなどによりまして、平成27年度から平成29年度分にかけては、その影響による増額なつておるところでございます。財政計画上、6年間での影響は62億8,000万円増額となっております。

続く公債費の比較についても、ただいま説明申し上げましたような、主な要因については普通建設事業費の年次見直し等によりますもので、このことによりまして公債費も前回よりやや緩やかに推移することとなり、比較では減額につながっておるところでございます。平成27年度からの6年間での影響額は19億3,800万円の減額となっております。

続いて繰出金でございます。前回に比べ繰出金が減となる主な要因につきましては、下水道事業に係ります公債費が平成27年度をピークに減額の一途をたどることに伴う、繰出金の減、また、今回の財政計画の中で特別会計の位置づけといたしまして、先ほど説明させていただきましたように、国民健康保険の特別会計で広域化の方向が示されており、それに沿った推計となったことなどによりまして減額につながっておるところでございます。計画上の影響額は19億8,300万円の減額となっております。

歳出面での比較で主な増減のありました費目につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入面での主な増減のあった費目につきましてはの説明に移らせていただきます。

まず、市税でございます。市税につきましては、平成27年度から平成32年度までの6年間、平均毎年約8億円の減額となっております。この減額の主な要因につきましては、法人市民税と固定資産税の償却資産の落ちでございます。法人市民税につきましては、景気回復の低調さ、また本年度の税制改革によりまして、法人税割が2.6%引き下げられるなどにより、その税収につきましては平成27年度以降2億円余りで推移すると見込んでおるところでございます。

また、固定資産税の償却資産についてでございます。6億円前後あった償却資産につきましても、法人の景気回復が低調であるため、平成27年度以降3億円余りで推移するものと見込んでおるところでございます。その影響額につきましては、財政計画上6年間で48億5,500万円の減額となっております。

続いて地方交付税でございます。普通交付税につきましては平成27年度より合併算定替えから一本算定に向けての5年間の縮減緩和期間に入ることによりまして、旧両町の合算いたしました交付税額と本来の葛城市としていただく普通交付税額との差額、いわゆる一本算定との差額、この差額の1割減を平成27年度で、また翌平成28年度は3割減、平成29年度に至っては5割、平成30年度は7割、平成31年度は9割減と、年次的に激減されるわけでございます。そして平成32年度に至りましては、本来の葛城市の普通交付税額、いわゆる一本算定と言われております額となっております。

財政計画上につきましてはこの縮減率を用いた算定をいたし、平成32年度以降は一本算定での積算による推計を行っております。

このように、交付税上、制度的にマイナス要因の期間を平成27年度から迎えるわけですが、逆に本年度からはプラス要因の支援も出てまいったわけでございます。本年度の算定から取り入れられました国の普通交付税上におけます支援策でございます。総務省におきましては、合併団体の支所に要する経費や、人口密度また施設等の数等を見直した中で、新たに単位費用、また一本算定への加算額といった形で支援するという方向に進まれているところでございます。このうち、合併団体の支所に要する経費につきましては、先行的に今年度から3カ年にかけて交付税上での一本算定額に加算するという措置が示されたわけでございます。本年度、本市におきましては、全体の3分の1に当たります9,300万円余りが一本算定に加算され、平成27年度では1億8,600万円余り、翌平成28年度以降につきましては、2億8,000万円余りが一本算定に先行的にまず加算されることとなっております。この新たな交付税上での合併支援策につきましても、本財政計画上での普通交付税の積算に含めて推計を行っておりますところでございます。

さらに、増減比較で交付金が大きく増額となっております要因につきましては、さきほど説明いたしましたもう一つが地方税収の落ち込みによります基準財政収入額の減額。このことにつきましては、逆に普通交付税の額が増加する。そして先ほど申しましたように、国からの新たな合併支援策など、これが交付税を増額につながっている要因でございます。その影響額はその財政計画上につきましては、6年間で39億4,500万円の増となっておりますところでございます。

続いて、国庫、県の支出金でございます。増減比較におきましては増額となっております。新市建設計画の期間延長諸事業の年度見直し等々、扶助費見直し等々に伴うものでございまして、財政計画上では20億9,300万円の増額と、この期間、6年間で見込んでおるところでございます。

最後に、地方債でございます。増減比較につきましては、平成29年度までは増額となっております。主な要因は新市建設計画の期間延長と諸事業の年度見直し、事業費見直しなどによるものでございまして、影響額は6年間で24億900万円の増額となっておりますところでございます。

財政計画比較表での歳入歳出におけます主な増減費目についての説明は以上でございまして、続きまして基金残高につきましても説明をさせていただきます。

まず、平成26年度末の基金残高でございます。前回の財政計画提出時では39億100万円と見込んでおったところでございます。既に年次が移り変わって、平成23年から平成25年度の年次につきましては、それぞれ決算ベースに変更をしたこと、またこの間、国の臨時交付金等々の支援もあったことにも助けられまして、基金の増額は14億500万円の増となり、その残高につきましてはB1の表の一番下の行でございます。平成26年度53億600万円と見込んでおるところでございます。

そして、今財政計画での最終年度と位置づけをいたしております、平成35年度の基金残高

につきましては15億8,800万円見込んでおるところでございます。

基金残高につきましては以上でございます、続きまして、主要な財政指標の推移、Bの3と書いております。こちらにつきましてはの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、財政力指数についてでございます。計画期間中につきましては、葛城市の財政力指数は0.5台を推移すると見込んでおるところでございます。これは、税収入等々標準財政規模に占めます普通交付税が、合併算定替えから先ほど説明いたしましたように一本算定に向けて縮減に入るわけでございますが、逆に国の新たな合併支援経費の加算、公債費算入等の増額などによりまして、普通交付税額自体、この財政計画期間中については、現在の交付額よりも若干伸びを示した中で推移していくことなどによる指数が0.5台を推移するにつながっておるところでございます。

続いて、経常収支比率でございます。この指数につきましては、葛城市については平成25年度決算における数値は85.7%と、県内12市の中では5年連続して最も弾力性のある団体を保っている現状でございます。本財政計画期間中は、98%台後半まで推移すると見込んでおります。これは、経常的な一般財源の柱とも言うべく、普通交付税の若干の伸びがあるものの、経常経費充当の一般財源費目の主なものであります公債費などがふえてくることによりまして数値の増と見込んでおるところでございます。

また、続く実質公債費比率でございます。財政計画期間中につきましては、合併特例債の償還額が大きくなるまでの平成28年度以前につきましては6%台で推移し、以降、合併特例債の償還額のピークに向けて、この比率も9%台に上がるといった推移を見込んでおるところでございます。財政健全に向けての初期の段階で治療が必要となる団体と位置づけられております18%までにはなお程遠く、本財政期間におきましては通常財政状況は優良であり健康と見なされておる範囲をたどるものと見込んでおるところでございます。

最後に、地方債の残高の推移でございます。合併直後120億円余りありました地方債残高につきましては、今後、本格的な合併特例債活用等々新市建設計画事業が平成29年度まで進めていくことなどに比例して、残高につきましても平成29年度をピークに205億円までふえると見込んでおるところでございます。しかし、このピーク時の205億の中身でございます。100%交付税算入のございます臨時財政対策債や住民税等、減税補てん債あわせまして約82億円余り。また、70%交付税算入のございます合併特例債が95億円弱。そして、70から80%交付税算入のあります緊急防災減災事業債が4億円余り。これら交付税算入の大きな地方債の残高を合計すれば、205億のうち185億円、率にして約90%弱を占める割合でございます、これら地方債に係る公債算入利息分は除いてではございますが、約151億円余りが交付税算入として今年度以降措置されるものと捉えておるところでございます。

また、平成30年度以降の地方債残高につきましては、新市建設計画事業の終了に伴いまして、経年的な償還とともに徐々に減額していくものと見込んでおるところでございます。

以上、非常にかいつまんだ説明となりましたが、これをもちまして見直し後の今回の財政計画、またそれに伴います財政指標等につきましてはの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

それでは、お手元に配付しております業務量に対する必要人数算定表と、今後10年間の定員計画についてという資料をごらんいただきたいと思います。

まず最初に資料2をごらんいただきたいと思います。業務量に対する必要人数算定表でございます。

これは、各課で行っている事務事業に対する必要人数を、人工計算の指標によりまして算出しております。まず、必要業務量の欄でございます。これは、各課におきまして個々の職員がそれぞれの事務事業に年間どれだけの時間携わっているのかということを調査いたしまして、それを正職員、嘱託員、アルバイト別に集計したものを記載しております。例えば5番目の総務財政課を見ていただきますと、正職員が2万8,569時間、嘱託員が1,872時間、アルバイトが1,894時間で合計3万2,335時間となっております。これは総務財政課の全ての業務を行うのに年間3万2,335時間必要であるということでございます。それだけの業務量があるということをお知らせしております。

次の欄でございますが、この合計時間数を1人の職員が1年間に職務を行う時間数であります1,800時間で割った数字を記載しております。この1,800時間は、年間365日から土日や祝日の休日及び休暇等の日数を差し引きました232日に、1日の勤務時間数である7時間45分を掛けまして算出したものでございます。先ほどの総務財政課の欄を見ていただきますと、17.96となっております。これが、必要人数ということになるわけでございます。必要人数を算定するには、小数点以下の端数は考慮できませんので、端数分につきましては時間外勤務で対応するといったしまして、端数を切り捨てました整数分がその課における必要人数であると算定しております。したがって、現在の総務財政課の業務を行うには17人の職員が必要であるということになっております。

次に職員数、平成26年と表示している欄でございますが、これは現在の職員数を表示しております。総務財政課では正職員が13人、嘱託員が1人、アルバイトが1人、計15人で現在業務を行っております。先ほどの17人と比較いたしまして2人少ないということになっているということでございます。

次に、次の必要職員数の欄でございますが、先ほど算出した必要人数の割り振りを正職員、嘱託員、アルバイト別に記載しております。これは、現状の職員構成をベースにいたしまして、嘱託員やアルバイトを正職員にする必要がないか、あるいは不足分の補充を嘱託員やアルバイトで対応できないかなどの検討を加えた上で、割り振りを行っております。総務財政課では現状の嘱託員やアルバイトを正職員に置きかえる必要はなく、補充の必要な2人につきましては嘱託員やアルバイトでの対応はできないと判断いたしまして、正職員が15人、嘱託員が1人、アルバイトが1人、計17人の構成での職員が必要であるとしているところでございます。

最後の欄の過不足人数でございますが、ただいまの必要職員数と現状の職員数の差を記載しているものでございまして、したがって総務財政課では正職員が2人不足していること

いうことでございます。

このような指標で、それぞれの課の必要人数を算定いたしました結果、合計で正職員19人が不足しているという状況であると判断しているところでございます。

次に、資料1をごらんいただきたいと思います。これは、平成26年度から平成36年度までの10年間の定員計画でございます。現在の正職員298人、再任用職員7人、退職後嘱託員7人の計312人をベースといたしまして、今後の退職者や再任用者などの状況を考慮しながら、先ほどの19人の補充とその後の削減の計画をあらわしたものでございます。一番右端の実増減数の欄をごらんいただきたいと思います。これから平成29年度までの3年間の補充のための増員を図ってまいります。来年度につきましては1人、平成28年度では7人、平成29年度では6人の計14人の増員を行う予定でございます。先ほどの補充人数である19人と5人の差が生じておりますが、それは今後順次完了していく事業に従事していた職員が余剰となる分の9人と、財政計画の扶助費の伸びにあらわれておりますように、福祉関係の業務増が見込まれるのに必要となる職員を4人と見込んでいる分の差でございます。また、この3年間、定員としては14人の増加となるわけでございますが、正職員では逆に4人減員となっておりますので、人件費の増嵩という面にはあまり影響がないものと考えております。

次に、平成30年度以降でございますが、現在取りかかっているファシリティマネジメントの取り組みや、事務事業の執行方法の効率化など、さまざまな方法から見直しを行いまして、除々に定員の削減を行ってまいりたいと考えており、平成36年度には現状の312人の定員に戻し、正職員は10人の削減を行う計画をいたしております。

この計画に基づきまして、財政計画における人件費を算定しているところでございます。以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

休憩前に説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 見させていただいて、非常に短時間ですのでいろいろ検討することはあるんやろうと思いますが、まず1つ、感想だけ述べたいと思います。

以前から言ってきたのは、非常に、葛城市の財政が本当にこの新市建設計画をクリアして、それで通常の市としての事業なりサービスなりを本当に維持できるのかということで、いろいろなことを申し上げてきました。その中で、改善点といいますか、見えてよくなったなと思う点がまずあります。それは、1つ、財政計画を立てる上で前回と前々回の中では、収入の増加部分を税収が上がるという前提で組まれていた。それが47億円ぐらいまで、確か上がるというのが組まれていたのが、今回ある意味、37億円台ぐらい、約10億円ぐらい減した中で財政計画が組まれたというのは、ある意味正常化した収入を見込んだ形ではないかと思

います。前回では、もう絶対あり得ない財政計画を組まれていたような気がします。それが、税収面で減収になる中で、今回、財政計画が組まれているというのは、私は評価できると思っております。

その中身は明らかに、1つは5カ年の合併特例債需要が延長されたことによる分散化が図られているということ。それともう一つは、ちょっと気になることなんですけれども、地方交付税、これが伸びてきているという計算をしているということです。というのが、ご存じのように、麻生政権の末期から民主党政権にかわって、それで今回また自民政権に変わったわけなんですけれども、その間に地方への、ある意味ばらまきという言い方をよくされるんですけれども、ばらまきをされた中の地方交付税が維持されるという前提で、この財政計画は組まれている。そやから、その税収の減の部分は今言うてる地方交付税の増の部分として振りかわった財政計画であるというのが、ぱっと見たときの感じです。

そやから、非常に危ういのは危ういんですよ。税収が上がらない中で地方交付税が増額されてきている、その流れがそのまま継続されるのだということで組まれているから、非常に危ういんですけれども、前回の財政計画に比べれば、かなり内容的には現実味のある内容に変わってきているなという気はしています。

それで、まず、数字的にはそうですね。まず、お聞きしたいのが、財政フレームとして平成24年度の財政計画では年間約130億円弱というフレームで、ほぼ国の支援策なり地方税の減額、合併することによっての減額処置はかなり少なくなったんやけども、それが終わった後のフレームとして、葛城市として134億円、今回フレームとして見ているわけです。これが多分、平成35年以降も5年間、10年間このフレームで計算されると思う。前回の場合の場合、実はそのフレームが129億円。大ざっぱに言いますと約4億円から5億円のフレームが、葛城市として上がっているんです。その理由というのは、財政当局の方ではどのように分析されているんですか。葛城市として、結局はどれぐらいのフレームが、3万7,000人前後の人口水準でいくわけですから、そのフレームとして単年度に5億円のフレームの差が出るというのは、かなり大きなフレームの差やと僕は思うんです。そやから、本来やったら、僕はもうちょっとフレームとしては少なくあるべきかなと思うんやけど、多分償還していく借金を返す中で、フレームとしては上がっているんやろうとは思いますが、ただ、5年延びるからといったかて、それを分散しても5億円のフレームの差というのは非常に大きく感じますので、その辺の分析というのはどのようにされているのかというのをまず1点お聞きしたいと思います。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの阿古委員からのご質問でございます。合併前、合併後、加えて市の財政規模は、大体120から130億円台と見ております。ただ、数値的なこの上限、積み上げの中での比較でフレームの差を質問されておるわけでございますが、条件が変わってきてまいっておるわけでございます。全く前回と条件が同じという中で出てきておる数ではない中での数値でございますので、内容的にはどこがということは申せませんが、ただ、1つ、全体的に言えるの

は、消費税が変更されている。これは財政規模については歳出で抑えた中で歳入財源を当て込むという形になっておりますので、内容的には1つはそういうものかなと。

あとについては、もろもろの条件が変わっておる中での歳出の1つの数値と捉えておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 結局、積み上げられてこのフレームの枠になったということなんですよ。ということは、結局、借金を返すためには、これだけのフレームを組まないと返せないということなんですよ。というのが、それが結局5億円、今回、事業費からいろいろなものが上がるに当たって負担になっていく、それが5カ年延びるんやけども、なおかつ分散した中でも5億円のフレームとしてやっぱり必要になるということなんですよ。

それで、1つ、繰出金が非常に、前回より減った計算をしています。それは、もうこれは積み上げでいかはってんやろうから、ある一定の基準に従ってやらはったんやろから、その原因というのはどこにあるのか。

というのが、約5億円ぐらいの差が、実は前回の繰出金より減っているという見込みをされているんです。繰出金というのは、例えば最初の前提条件の中で言われていたのは、国保会計とかほかの他会計への繰出し条件というのは、実は変えていませんよと。そやから、国保会計については値上げを見込まない形、今現状の形でいった場合ですよとか、そういう説明やったと思います。にもかかわらず、繰出金が前回より約5億円ほどベースで落ちているんです。その大きな見込みの変化というのはどこにあるんですか。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの阿古委員からのご質問でございます。繰出金については今回の財政計画上の繰出金の方をせずに、ご説明いたしましたように、1つは下水道の特別会計に係る繰出しの中で、毎年これまで公債費相当分を一般会計から約10億円ぐらいのベースで繰出ししておりました。そんな中で、下水道の公債費、平成27年度、今見込んでおりますのが、10億6,500万円余りの公債費がピークになっていくこと、平成28年度以降については右下がりに変じていきますので、この分繰出金が下がってくる。また、繰出金の説明の中でもご説明いたしましたように、国民健康保険というのは平成29年度から広域化の方向に示されておる、その準備に入っておるわけでございます。これにしたがって、国保への特別会計への繰出しが変わってくる、こういう積み上げで、重きの減じておる理由は下水道特別会計へと国民健康保険特別会計へのそれぞれの繰出しの減に伴うものとなっておりますところでございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 はい、わかりました。主には国保会計が、そやから広域化されるという前提に立ってということですね。それと、あと、下水道をおっしゃっているわけですね。わかりました。

それと確認しておきたいのが、基金残の部門です。これによりますと、平成32年度が27億

円、それと参考資料として平成35年度が15億円、毎年約4億円のペースで基金残が減っていくというシミュレートされていますね。それで、前回の段階で言ったら平成26年度までの事業でしたから、毎年平成32年度までの間、約5億円ほど減額、基金が減っていくという計算をされています。それで、当然、これは5カ年延びたわけやから、圧縮が5年分されているから、その差が多分1億円なんやろうとは思いますが。思いますけども、この傾向というのは平成35年以降も続くという理解の仕方よろしいんですか。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

この基金の繰入れの増減等々によりますものは、大きく一般財源、これの措置がどのように国の方がなさるのか、こういうところが大きく響いてこようと思います。先ほど申しましたように、普通交付税におきましては、一本算定に加算措置としてまず先行的に今回合併市町に要する経費、3カ年で2億8,000万円の分が加算される、これはもう現実されるということで、本年度から3分の1始まったわけでございます。加えて、国の方では人口密度によるもの、また標準団体の面積と施設数の見直しによる単位費用の見直し、こういうものを先行に従って見直しをかけていくということがもう示されております。加えて、1つは昨日選挙が終わり、翌日で発表のございました平成26年度の補正予算の柱ともなるべく地方再生対策として2兆円から3兆円に切り上げて、その中でも自治体が自由に使える交付金の創設ということで地域生活支援交付金というのを、年明け早々閣議決定して、補正で見ていくというふうに、地方再生に向けて大きく国が動き出してくると、こういう中でございます。今のご質問、平成35年度以降云々ということですが、国の流れとしては、ここで見ておる財政計画よりもこの期間中ですら一般財源が多く入ってくるかなと見込むところでございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 僕が聞いたかったのは、平成35年以降大体どれぐらい、何カ年ぐらい、同じ考え方に立って、今言うてる前提として更に地方の方にお金が入ってくるでしょうという前提はなく、確か、つくられているはずですから、それがなかった場合、毎年4億円、ある意味合併のいろいろな条件のものが、合併特例債事業が終わった後、それが平準化した中でフレームとしては134億円前後を組んでいるわけですよ。そのフレームが134億円でそれ以降続くとして、多分続くんでしょう。借金返し終わるまでは続けないと、多分回らへんから。そうした場合には、これ、毎年4億円ずつ基金が減ってきてますやん。そうすると、そのフレームが変わらへんとしたら、正直なことを言うて、15億円、これ、全ての基金を入れての話ですよ。財政調整基金から減債基金から全て、それからほかのいろいろな本来の違う基金も全て入れてのフレームが15億円、16億円なんでしょう。そしたら毎年4億円ずつぐら減ったら、15億円というたら4年後にゼロになるという計算になるんですかという、そのことを確認したかったんですよ。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

平成35年度以降、このように続けていくかという中でございます。先ほど申しましたように、まず、この10年間の中で一般財源というのが国の方で交付税を初め、先ほど申しました地方再生に向けての交付金の創設等々なされていく中で、この計画を見込んだ時点よりももう時が少し過ぎた時点でこういう加算措置があるという中でございます。この4億円というのがおそらく減るかなと、プラス材料になってくる。

それともう一つが、平成35年度以降、公債費についてもピークを過ぎて右下がり、放物線で下がっていく、新市建設計画分の一応完了に伴って、先行的なインフラ、学校教育施設等々の整備ができたという中で、下がっていくということでございますので、あとは国の制度等々法律改正、10年以降等々も見込めない中で、断言はできないんですけども、向こうになるほど下がりて負荷は少なくなるのかなとは見込んでおるところでございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 要は、これをつくったベースというのは、制度改正があるとかそういうベースでつくるわけやないわけですよ。あくまで今の現状として、現状の制度が維持されているという前提でつくっているわけやから、そやからそれが更に国から地方に対する支援策がまた厚くなるねんということを前提として、これよりかちょっと楽になりますねんというのは、ちょっと変わった答弁の仕方かなと。今の現状が僕は、かなり国としては目いっぱいやってきているかなという気はしてますので、そやからそのフレームでいったら毎年多分4億円ずつここから減るのでしょうねと感じがしてます。そやから、前提としては、僕は今現状のという話をしているわけで、それ以外のことであれば仮説的にどうあるのかということと言うと、かなりきつい話をせんなあかんかなと思います。

というのが、本来、平成の大合併が起こったときをよく考えていただきたいんですけど、あの当時で国の借金が約760兆円前後やったと思うんです。そのときに、国の方は合併しなさいよと、昭和の大合併に引き続いて平成の大合併を推進したんですよ。推進した中で将来的にこの財政がもたないであろうと。当然高齢化社会になるわけですから、社会保障費も膨らんでいく。その中で、現状の制度を維持するのは難しいから、地方の皆さん、もっと効率化して合併して、財政基盤を強くする中で国から援助を受けられなくても耐えられるような効率化を果たしなさいよという意味やったと多分思います。それが如実にあらわれたのは、合併を推進した後で三位一体の改革のもとで、片山プランやけども、交付税を一瞬のうちに落としてしまった。その中で、合併しなかった地方は、都市はもう成り立たないという状況の中で政権交代が行われてしまった。それをある意味ばらまきの方向に。国の政策からいうたら実はそれだけやないんですよ。リーマンショックがあって、もうその前年、麻生政権の方から地方に対する厚みというのは出てきていたんやと思う。選挙までに間に合わなかったんです。そのために民主党政権にかわってしまった。それで、民主党政権の中で何が起きたかということ、言っていたこととは逆のことが起こったんです。本来厳しくやると言っていたものが、逆にばらまきが変わってしまった。その中で国の借金は1,000兆円に迫る借金を

つくってしまったんです。それで今現在、自民党政権になっても同じことが繰り返されている。どこまで行きますねんという話なんです。そやから、それを言うと、もっと厳しい話をしないとイケないと思うから。

せやけども、その部分にはふれないで、今現状のフレームでいったら平成35年以降は4億円に下がるんでしょねという確認を、僕はしておく必要があったのかなと思ったから、今、ピークがその辺に来るから4億円よりか若干は少なくなるでしょうという答弁やと思いますねん。せやけども、134億円の中で財政調整基金が15億円しかないんですよ。財政調整基金ではなくて、多分ほかの基金のウエイトが高いでしょう。ほとんどゼロ、ゼロとは言わへんけども、多分数億円の財政調整基金しかない。その中で、134億円の所帯をどうやって回していかなるのかなというのが、非常に今出されているものを見たときに感じるんです。そやから、非常に危うい。

というのが、財政力指数が半分です。違うかったかな。0.51ぐらいやったかな、この数字で。前回でしたら確か0.56ぐらいやったんかな。そうですね、平成32年度ぐらいから0.51というてそろえてはりますよね。そやから、半分がもう国からの援助がないと、葛城市は成り立たないというシミュレートなんです。今現在でしたら、多分国の方からなかったら、大体40%以下ぐらいしか自主財源が多分なかったのと違うかな。30%台に入ったんやと思います。そやから、国の制度によって非常に葛城市の財政は影響を受けやすいということを認識しておかへんと、リスクをどこまで見ておくかというのが、僕はいつも言うのはそこなんです。目いっぱいやってしまうというのが、どれだけの危険性が将来残すのかということ、ある一定の幅を持って、余裕を持って、僕はやっておくべきと違うかといつも思ってます。

目いっぱいやっているというのは、これはよくわかるので、これの下の方の経常収支比率ですよ。大体葛城市ができたときは90%行かんかった。それが、98%台まで。そやから、もう結局人件費と扶助費と公債費を入れてしまうと、ほかに何もできへんというようなパーセンテージですよ。98%というのはもうあと2%しかないわけですから。そういう状況になって、それが134億円というフレームの中でずっと続いていってしまうという、その危険性を僕は指摘しているわけです。いつも話をしているわけなんです。

ある日突然破たんするとは、僕は一度も言ったことはない。ただ、これがもし国の政策が若干なりぶれるとしたら、僕はぶれる可能性はある程度高いとは思ってますけれども、そうなったとしたら、では葛城市はどうするんですか。それがもう一度三位一体改革のようなことが起こったときに、葛城市は一体どうなるんですかという、その部分でやはり若干の余裕を持つように、政策をしてもらいたい、していくべきではないかという主張を常にしてきたんですよ。

内容的には全般の最初申し上げた感想なんですけども、5カ年が伸びることによってそれが分散化されたこと、それとむちゃな税収の増加で成り立たせていた財政計画がその増加部分を見直して、それで地方交付税が40億円という大台に乗る交付税が維持されるという、その計画の中で、財政計画としては僕はよくなっているとは思いますが。ただ、懸念すべきことはかなりあるなという気がします。

いつも言うんやけども、自分が何か、例えばローンで家をつくるとか考えると、必ず収入のことを考えるんです。それと将来的な状況の中で、それは自分が出世して、サラリーマンやったら係長になって課長になって部長になって給料が上がっていくやろうというような前提はある程度は加味するけども、それを目いっぱい加味しないんですよ。そうしないと路頭に迷いますから。その前提が崩れたら。そやから、そのゆとりをどの程度見ておくのかということが、僕は非常に大切と違うのかなという気はします。

これを細々分析するだけの時間が実は、これを見させていただいてすぐですのでないんやけども、だから感想やというんです。感想としてはそういう組み上げ方をされたんやなという感想を持ちましたということです。

僕の質問は、とりあえずは以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 1点確認させていただきます。

先ほど、部長のご説明の中で、今後10年間の定員計画の中で、ファシリティマネージメントの取り組みによって平成30年から職員人数を減らすという話がありましたけれども、ファシリティマネージメントの取り組みの中には、私は何度か質問させていただいていますけれども、施設、建物をどうするかというのを何度か言わせていただいています。もちろん、まだ計画はまだ何もできていないので、多分この財政計画の中には入っていないだろうと思うので、そこだけちょっと確認させてください。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ファシリティマネージメントにつきましては、今年度、中間年度で、現在、原課と調査等を進めておるといところでございまして、この計画の中では最終報告決定分とかまだ決まってませんので、反映はされていません。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 そうしますと、建物を残すとか耐震がどうなるかわかりません、いろいろな施設がありますから、それを含めるとかなり数字が変わってくるということになるんですね。そこだけ。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまの委員からのご質問でございます。ファシリティマネージメントをいたしまして、整理統合とかに仮になれば、施設の維持経費、物件費が下がり、またそこに張りつく人数、人件費が下がってくるとか、こういうこと、また新たに建てるとかになれば、それに伴う普通建設需用費が上がるということで、増減が予想されます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今の新市の建設計画の個別事業の中身は今聞いてもよろしいのですか。

西井委員長 これは、新市建設計画の文章の内容についてですので。

岡本委員 いやこれの参考資料に、平成24年と今、12月とを出してくれてますやん。

西井委員長 中身については後でお願いします。

阿古委員 金額が、トータル金額が同じやったら、単純に年度が伸びるというだけやから。金額が変わっているというのであれば、事業内容が変わるわけですから、それは確認しとかへんと、これで審議やったからこの計画は認められましたということにならないようにしてもらわないと。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今聞いているのは、ここに、例えば地域活性化事業とありますやろ。この前の一般質問の中で、金額変更がありますねんと。変更する中身は委員会と言うとかいう話もちよっとしてはったからここで聞くのか。この全体的な計画は、とにかく今説明聞くだけや。ここに所管する内容については、後で聞けよと。その辺をどうしたらいいのかな。

西井委員長 その分については後で。道の駅についてもこれで。所管事項で地域活性化事業についてということで、報告なりあるときに質問してもらったらどうかなと思いますので。

岡本委員 素直に、例えば今私の方がわからんのは、例えば、この中で道路新設改良なんて事業があるわけです。これ、多分平成24年から出てきたと思うんです。例えば、道路新設改良事業という中では、どんなのが入っているのか、私もわからなかったの、例えばどんなのが入ったのかなと。個々に、例えばこの路線で金額何ぼやとか、そんなことを教えてくれということやなしに、どういう内容のものが入っているのかということが私もわからなかったの、そういうことを聞いていったらええのか。それはもう時間がかかるので、例えば後で聞きなさいとか、それを聞いたかったんです。

西井委員長 後でお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時33分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

ただいまの岡本委員のご質問の件でございます。

本総務建設常任委員会でお諮りさせていただいています議決案件につきましては、私が説明させていただきました新市建設計画の文言の変更部分でございます、そのほか参考資料といたしまして財政計画や新市の建設事業の変更の内容につきましては、それぞれの委員会の所管がございますので、それぞれの委員会の所管で調査案件等も含めましてご説明させていただきたいと思っております。なお、私が説明いたしました事業金額につきましては、ご質問をお受けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長の話であれば、各所管の委員会で審議をせえと、こういうことでええわけやね。ということは、後でまた時間を設けてくれはると、こういうことやね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 合併特例債が、当初の説明にありましたように平成23年の東日本大震災によりまして、5カ年の延長をされた。その期限を延長することによって、今回の新市の建設計画、5カ年の文言の変更事項がなされたということには賛成の立場から、討論をさせていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、5カ年を延長することによりまして、非常に事業の分散化ができる。それと、進捗がおこなっている事業も完遂することができるということについては、葛城市にとっては合併特例債という有利な起債を使う中で事業が進められるということは、望ましいことと私は感じております。

ただ、申し上げておきたいのは、合併特例債の事業費が前回よりか増加してきている。その中で、ある意味地方に対する国税が非常に豊かな状態であるという前提のもとに立って事業計画並びに財政計画を見通されてはいますけれども、その中で考えておかないといけないのは、やはり無駄な事業やぜいたくな事業、そして重複するような事業がないのかということとは常に見ていかななくてはいけない。それが、恵まれた環境の中で行われたとしても、この事業が完遂されてしまうと、非常に硬直化した葛城市の財政状況になるということなんです。ですから、必要な事業はやらなくてはいけないけども、余り必要でない事業はやらないという意思を持って、私は葛城市の将来の世代に、次の世代に負担を多く残さない。そういうことを強く望んで、5カ年延びるということについての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議第49号、葛城市議会議員の議員報酬などに関する条例の一部を改正することについて、議第50号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

ことについて、及び議第51号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、以上の3議案について一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第49号、葛城市議会議員の議員報酬などに関する条例の一部を改正することについて、議第50号、葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、及び議第51号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

それでは、ただいま上程していただいております第49号議案、第50号議案、第51号議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

人事院勧告に伴います総括的な説明をまずさせていただきたいと思っておりますので、議第51号議案の葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてということから、ご説明を申し上げます。

まず、改正理由でございます。平成26年の人事院勧告及びこれを受けまして、平成26年11月19日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、平成26年法律第105号に準じた改正を行うものでございます。平成26年の人事院勧告では、まず第1点目といたしまして、国家公務員と民間給与との比較におきまして、月例給、いわゆる給料でございますが、民間給与が0.27%上回り、特別給、いわゆる期末勤勉手当でございますが、民間との支給割合が公務を0.17月分上回ったことから、月例給につきましては0.27%の給料表の増額改定、特別給につきましては0.15月分の引き上げが勧告されました。

また、交通用具使用者に係る通勤手当についてでございますが、民間の支給状況等を踏まえまして、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの引き上げが勧告されました。

また、第2点目といたしまして、給与制度の総合的な見直しといたしまして、3年間計画で行うこととされまして、地域間、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、給料表の水準が平均2%引き下げられるとともに、特に50歳代後半層は最大4%の引き下げとされました。地域の官民給与の実情により適切により反映したものとなるよう、地域手当の級地域区分及び支給割合が見直されまして、葛城市では地域手当を現行3%から6%まで段階的に引き上げられるということになりました。給料表の水準が引き下げられることによります激変緩和を行うため、平成27年3月31日に受けていた給料額が保証されます。また、50歳代後半層の給料表水準が最大4%引き下げられることに伴いまして、6級以上の55歳を超える職員の1.5%減額措置は、廃止されるということとなっております。

それでは、主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。改正条例第1条におきまして、まず本則第8条の2、第

2項の通勤手当の改正でございます。交通用具使用者に係る通勤手当につきましては、用具使用距離の区分に応じまして100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に2ページの下段から3ページにかけてでございます。本則第16条第2項の改正で、勤勉手当の改正でございます。平成26年12月に支給する勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員は0.15月分引き上げ0.825月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ0.375月分とするものでございます。

次に3ページの附則第10項の改正でございます。現在6級以上の職員で55歳を超えるもの、いわゆる特定職員というわけでございますが、これに係る給与を一定率1.5%で減額している規定を、平成27年3月31日限りで廃止するものでございます。

次に、附則第13項の改正でございます。附則第13項は附則第10項の規定に基づき減ぜられる特定職員の勤勉手当の額を、勤勉手当の総額から減ずる規定でございますが、勤勉手当の支給率を引き上げることに伴い、その減額する額を算出する率の改正でございます。

次に別表1の改正でございます。官民格差を埋めるために、給料表を平均0.27%の増額改定を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表9ページをごらんいただきたいと思います。改正条例第2条でございます。

まず、本則第7条の3の改正でございます。地域手当を現行の3%から6%に順次引き上げをいたします。

次に、本則第14条の2の改正でございます。管理監督職員が災害への対処等によりまして、平日深夜に長時間勤務した場合に6,000円を超えない範囲で管理職員特別勤務手当を支給する規定を設けるものでございます。

10ページでございます。本則第16条第2項の改正でございます。平成27年度以降に支給する勤勉手当について、第1条で引き上げました0.15月分を、6月期と12月期それぞれ0.075月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.75月分とするものでございます。

11ページから16ページにかけてでございます。別表第1の改正でございます。給料表の水準を平均2%引き下げまして、50歳代後半層につきましては最大4%引き下げるものでございます。

16ページでございます。改正条例附則におきまして、まず附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、通勤手当及び給料表の改正規定は平成26年4月1日から、勤勉手当の改正規定は平成26年12月1日から適用するものでございます。

附則第3項におきまして、さかのぼって引き上げます給料、通勤手当、勤勉手当と、既に支給しておりますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

附則第4項から第7項まで、及び第10項におきまして、平成27年4月1日に給料表が引き

下げられることによる激変緩和を行うため、平成27年3月31日に支給している給料を保障する規定を設けるものでございます。

第8項におきまして、地域手当を平成30年3月31日までに段階的に引き上げるための規定を設けるものでございます。平成27年度は4%といたします。

最後に附則第9項におきまして、この改正条例の施行に関して規則に委任する規定を設けるものでございます。

続きまして、議第49号の葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。改正理由といたしましては、平成26年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間事業所における好調な支給状況を反映して民間が公務を上回ったことから、0.15月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.15月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成26年11月19日に公布されたことに準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.15月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

改正内容でございます。新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。改正条例第1条におきまして、平成26年12月に支給する期末手当の支給分を0.15月分引き上げ、現行の1.55月分から1.7月分に改正するものでございます。

2ページの改正条例第2条におきまして、平成27年度以降に支給する期末手当について、第1条で引き上げました0.15月分を、6月期と12月期にそれぞれ0.75月分に分けまして、6月期は1.4月から1.475月、12月期は第1条で引き上げた後の1.7月から1.625月に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成27年4月1日とするものでございます。

また、附則第2項では平成26年12月期末手当を引き上げるため、第1条の改正規定を平成26年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では引き上げた期末手当の額と12月10日支給いたしました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

続きまして、第50号議案、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

改正理由でございますが、平成26年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、0.15月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.15月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成26年11月19日に公布されました。また、一般職の地域手当につきまして、地域の官民給与の実情をより適切に反映したものとなるよう、級地区分及び支給割合等が見直され、葛城市につきましては現行の3%から6%に段階的に引き上げるとされました。これに準じまして、常勤の特別職の職員の期末手当を0.15月分引き上げ、地域手当の支給は一般職の職員の例によるものとするよう、本条例を改正するものでございます。

改正内容でございます。1ページをごらんいただきたいと思います。改正条例第1条にお

きまして、平成26年12月に支給する期末手当の支給月分を0.15月分引き上げ、現行の1.55月分から1.7月分に改正するものでございます。

2ページでございます。改正条例第2条におきまして、地域手当は給料月額を基礎として一般職の職員の例により支給するものと改正いたします。また、平成27年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げました0.15月分を6月期と12月期にそれぞれ0.075月分に分けまして、6月期は1.4月から1.475月、12月期は第1条で引き上げた後の1.7月から1.625月に改正するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成27年4月1日施行するものでございます。

また附則第2項では、平成26年12月期末手当を引き上げるため、第1条の改正規定を平成26年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では引き上げた期末手当の額と12月10日に支給いたしました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上、3条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第49号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第50号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第51号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時56分

再 開 午後 2時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、議第54号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になっております議第54号、平成26年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度の葛城市一般改正補正予算（第4号）についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,893万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億9,405万7,000円といたすものでございます。

なお、分割付託されておりますので、これよりは常任委員会に付託されております部分、各費目の人件費も含めましてご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の9ページをお開き願いたいと思います。

歳出からご説明させていただきます。まず、1款議会費でございます。補正額は減額の37万9,000円。これにつきましては、人件費の補正でございます。なお、人事院勧告、人事異動等に伴います人件費の補正につきましては、各費目全般にわたっているわけでございます。一般会計全体におきましては84万1,000円の減額となっておりますところでございます。

続きまして、2款総務費の1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。補正額799万3,000円の追加となっております。人件費及び旅費並びに交際費の追加となっております。

次に2目の文書広報費でございます。補正額50万7,000円の追加で、広報かつらぎに係る印刷製本費の追加でございます。

続きまして4目の財産管理費、補正額270万円の追加で、市有地に係る工事請負費と登記等委託料の追加でございます。

次に5目の電子計算費でございます。補正額98万1,000円の追加で、マイナンバー制度導

入に向けた中間サーバのプラットフォーム構築のための負担金でございます。

続く 8 目の自治振興費でございます。補正額526万4,000円の追加で、公共バスに係ります修繕料、また地域公共交通活性化協議会補助金となっております。

続いて 9 目の企画費でございます。補正額 3 万円の追加で、旅費の追加でございます。

続いて11ページから12ページにかけてでございます。2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額は減額の362万6,000円でございます。人件費の減額でございます。

続く 3 項、1 目の戸籍住民基本台帳費でございます。補正額は214万円。このうち、18節の備品購入費を除きます194万円が人件費の補正となっております。

次に 4 項、1 目の人権啓発費でございます。補正額は減額の37万5,000円。これにつきましても、人件費の補正でございます。

次にページは12ページから13ページにかけてでございます。5 項、5 目の知事及び県議会議員選挙費でございます。補正額849万2,000円でございます。平成27年 4 月12日執行予定の知事及び県議会議員選挙に係ります平成26年度中で必要となります人件費等の補正でございます。

続いて、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目の社会福祉総務費で、補正額については637万1,000円の追加となっております。このうち、19節の過年度分後期高齢者医療療養給付費等負担金を除きます分につきましては、人件費の補正となっております。

続いて、2 項、1 目の児童福祉総務費でございます。ページは14ページから15ページとなります。補正額185万6,000円の追加でございます。このうち、1 節の嘱託員報酬、2 節給料から 4 節の共済費、及び19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

続く 3 目の保育所費、補正額は減額の34万4,000円。次の 4 目の児童館費では補正額10万3,000円の追加、また続く 6 目の地域子育て支援センター事業費では補正額は 8 万7,000円の追加。これらいずれも人件費の補正となっております。

次に 3 項、1 目の国民年金事務取扱費でございます。補正額91万4,000円の追加でございます。このうち、18節の備品購入費を除きます126万4,000円が人件費の補正となっております。

ページ、17ページにかわりまして、4 項、1 目の生活保護総務費でございます。補正額95万4,000円の追加となっております。人件費の補正でございます。

続きまして 4 款衛生費の 1 項、6 目の保健施設費で、補正額46万6,000円の追加となっております。人件費の補正でございます。

18ページに移りまして、7 目の環境衛生費、補正額は1,526万5,000円。このうち、13節の委託料、15節の工事請負費を除きます97万5,000円につきましては、人件費の補正となっております。

続いて 2 項、1 目の清掃総務費、補正額は減額の536万9,000円。これにつきましても、人件費の補正でございます。

続く 2 目塵芥処理費でございます。補正額は489万9,000円の追加。このうち、11節の需用

費、15節の工事請負費を除きます減額となりますが231万2,000円につきましては、人件費の補正となっております。

続く3目し尿処理費、補正額は497万7,000円の追加となっております。人件費の補正となっております。

次に5款農林商工費の1項農業費、2目の農業総務費でございます。補正額は減額の43万3,000円。人件費の補正となっております。

続く3目の農業振興費で、補正額は13万5,000円の追加。需用費の追加と負担金となっております。

21ページに入りまして、6目の農地費では、補正額は267万2,000円の追加。人件費の補正と工事請負費の追加となっております。

次に、10目の団体営土地改良事業費で、補正額が7万8,000円の追加。22ページに入りまして、3項商工費、1目の商工振興費で補正額は65万5,000円の追加。続く2目の観光費でございます。補正額は減額の283万円。続いて3目の相撲館費。補正額は減額の158万4,000円。ページかわりまして、23ページ。6款土木費の1項土木管理費、1目の土木総務費で補正額は278万9,000円の追加。これらはいずれも、人件費の補正となっております。

24ページに入りまして、2項、2目の道路新設改良費でございます。補正額は1,500万円の追加でございます。道路新設改良に係ります工事請負費の追加でございます。

続く2項、3目の尺土駅前周辺整備事業費、補正額は103万8,000円の追加。続く4目の国鉄・坊城線整備事業費で、補正額329万6,000円の追加。続く5目の地域活性化事業費で補正額102万3,000円の追加。これらいずれも、人件費の補正でございます。

ページ変わりまして、25ページ、続きます4項都市計画費、1目の都市計画総務費でございます。補正額1,911万8,000円の追加でございます。人件費の補正と立地適正化計画策定調査委託料でございます。

ページかわりまして、26ページ、4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は減額の389万4,000円。人件費の補正でございます。

続いて7款消費費の1項、2目の非常備消防費でございます。補正額は21万6,000円の追加でございます。消防団員1名退職に係ります報償金となっております。

続いて26ページから27ページにかけてでございます。8款教育費の1項教育総務費、2目の事務局費で、補正額は減額の1,988万6,000円でございます。このうち、28節の繰出金を除きます分、減額の1,645万1,000円。それと続く2項小学校費、1目の学校管理費で補正額が減額の8万2,000円でございます。このうち、11節の需用費を除きますと減額の50万2,000円となります。また、続く3項の中学校費、1目の学校管理費で補正額は減額の141万円。4項、1目の幼稚園管理費では補正額が減額の294万円でございます。このうち、11節の需用費を除きます分、減額の377万円、これらいずれも人件費の補正となっております。

続いて28ページから29ページにかけてでございます。5項社会教育費、1目の社会教育総務費、補正額は減額の256万7,000円。人件費の補正でございます。

続いて、4目公民館費で補正額は560万2,000円の追加でございます。このうち、11節の需用費、19節の公民館分館等施設整備事業補助金を除きます252万3,000円につきましては、人件費の補正となっております。

続く5目のコミュニティセンター管理運営費で、補正額15万円の追加。また6目の文化会館費で補正額851万円の追加。続く7目の図書館費で補正額は減額の295万4,000円。続く8目の歴史博物館費で補正額82万円の追加でございます。これらはいずれも人件費の補正でございます。

次に31ページでございます。6項保健体育費、2目の体育施設費、補正額については597万4,000円の追加でございます。このうち、7節の賃金を除きます550万2,000円につきましては、人件費の補正となっております。

歳出の事項別明細につきましては以上でございます。次に33ページをお開き願いたいと思います。本補正予算に係ります、給与費の明細書でございます。

まず特別職でございます。補正前と補正後の比較欄で申し上げます。

区分内訳の一番上段でございます。「長等」と書かれております。長等といたしましては、期末手当で35万1,000円の追加。共済費で3万4,000円の追加、合計38万5,000円の追加となっております。

次に、議員といたしましては、報酬で341万6,000円の減額。期末手当で31万2,000円の追加。合計、減額の310万4,000円の減額となっております。

次に、その他といたしましては、知事及び県議会議員選挙の期日前投票などに係ります投票管理者、立会人などの職員数欄で、31名の増。また報酬では479万5,000円の減額となっております。

次に一般職についてでございます。職員数欄で2名の減。給料、職員手当あわせましての給与費では1,569万3,000円の追加。共済費で382万6,000円の減額の合計1,186万7,000円の追加となっております。

給与費明細につきましては以上でございます。

続いて、歳入に入らせていただきます。事項別明細書の6ページをお開き願いたいと思います。

まず、11款の分担金及び負担金でございます。補正額は25万円。土地改良事業分担金の追加でございます。

続いて13款の国庫支出金、2項、1目の総務費国庫補助金でございます。補正額は98万1,000円。番号制度中間サーバ負担金補助金となっております。

次に、4目の土木費国庫補助金でございます。補正額は450万円。立地適正化計画推進事業補助金となっております。

ページかわりまして、7ページをお開き願いたいと思います。14款の県支出金、3項、1目の総務費県委託金でございます。補正額は849万2,000円。知事及び県議会議員選挙費委託金となっております。

次に17款の繰入金、2項、1目の住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金でございます。補

正額は57万円。特別会計からの繰入金となっております。

続いて18款の繰越金、前年度繰越金、1億313万6,000円の追加でございます。

続いて19款諸収入でございます。3項、4目の雑入で、補正額815万4,000円の追加でございます。このうち、総務建設常任委員会の所管分につきましては、消防団員退職報償金収入で、14万4,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 10ページの一般管理費、旅費、交際費の増額の内容。それから財産管理の委託料、それから工事請負費、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 下村課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員の方から、旅費の補正についてのご質問がございました。

一般管理費の旅費につきましては、当初296万円を計上しておりました。この中で、特別職及び随行者の旅費を組んでおるわけなんですけれども、本年度につきましては給食センターの補助金の関係、また交付税の合併の算定替、またICT街づくり推進事業の関係等々の上京等が多くありまして、旅費の予算不足が生じることから80万円の増額補正をお願いしている状況でございます。

続きまして、交際費の補正でございます。交際費の中でいろいろなスポーツ大会等に出場された場合に、激励金を支出しているわけなんですけれども、交際費の予算は150万円を計上しております。毎年こういう激励金につきましては、50万円相当が支出される予定なんですけれども、本年度につきましては各種大会の出場者が多くありまして、特にその大会の中でもドッジボール大会とか、中学の総合体育大会で多人数の方が出場されるケースが多くありまして、その分と合わせまして、今後いろいろなまた大会に出場される分を考えましたときに、前年度の状況も踏まえまして、今後30万円ほどの激励金が必要であるということで、30万円の増額補正をお願いしたい状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員の質問で、財産管理の委託料の70万円の補正の内容でございますけれども、これにつきましては、道路等未分筆に係ります測量と登記の費用でございます。70万円の委託料を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

西井委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。

ただいまの財産管理費におけます、工事請負費200万円の内容についてでございます。この分につきましては、大字山口226番地におきます普通財産の所有の分でございます。その土地の法面が石積みでされております。9月上旬までに、今年、台風とかございまして、また長雨による影響もございまして、一部崩落しております。この石積みの復旧作業ということで、約20メートルに係る費用を今回計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、それぞれ答えていただきました。旅費につきましては上京旅費、あるいはまた交際費につきましては学校関係、いわゆる激励金の増額と、こういうことになるわけでありまして。財産管理につきましても、未登記の分ですね、ふえたというのは。その工事請負費、山口ということやけども、市有財産のところでは法面が崩壊しとる、こういうことで急遽組んでいる。そういうことやねんな。

次はよろしいか。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それでは、21ページ、農地費の工事請負の内訳と、それから土木費の道路橋りょう、道路新設改良公有分で1,500万円、それから都市計画費、都市計画総務の委託料900万円について、お答えいただきたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問がありました農地費の工事費300万円でございますが、1つは寺口水路工事ということで、葛城山麓公園の北側の圃場整備内の水路を改修するものであって、延長40メートルを予定しております。

また、新町ポンプ、新町運動公園内に設置しております排水ポンプの撤去を行うのに50万円。合計300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 道路新設改良費の工事請負費の増額でございますけれども、内訳でございますけれども、これにつきましては当初予算におきましては1億5,000万円の工事費の予算におきまして、当初28路線の工事を予定しておったところでございます。予定しております工事の執行見込みが1億4,100万円余りとなりましたので、大字要望を含む緊急対応を必要とする水路工事、また舗装改良工事にあつては2,400万円分の執行が必要であるということの中で、今回補正をお願いするものでございまして、緊急対応が必要な工事につきましては、南新町区におきます水路改良工事、木戸地区内の道路改良工事を含む14カ大字におけます道路改良工事、舗装改良工事の執行をお願いいたしますものでございます。

以上です。

西井委員長 松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。

立地適正化計画策定調査委託料の900万円でございますが、内容につきましては、目的としましては全国的な問題である少子高齢化や人口減少による将来像を見据える中で、高齢者や子育て世代にとって健康、あるいは快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を確保するため、将来20年あるいは30年後を見据えてコンパクトなまちづくり構想を目的として策定するものであります。

内容としましては、鉄道駅を中心としまして、拠点を設定し、その周辺に医療機関や福祉施設等の都市機能を誘導しまして、その外側に居住誘導区域ということで、住民に住んでもらって、将来的に住民が便利で住みよくするためのコンパクトなまちづくりを目指していくための計画でございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 農林関係については寺口と、新町公園というのは農林省から買ったポンプの撤去の分やな。

それから、道路新設改良については、緊急を要する路線、あるいはまた14カ大字の要望の分、こういうことでの増加と。

それから、今、松村課長からありましたように、この委託料は確か少子高齢化、快適な環境をつくると、こういうことで、具体的にはどんな調査か。今説明はしてもうたわけやけども、全体的にはこれでようわかるわけや。例えば医療機関を誘致するとかそこへするとか、それはわかるねんけど、例えば国からの1つの事業であって、そういう調査をせんといろいろな都市計画がやっっていかれへんねんと、こういうことの1つの調査ということか。ちょっと、わかったようなわからんような。

西井委員長 岡本委員。悪いけど、このへんで一度、質問を終了して答弁してもらおうようにお願いします。

山下市長。

山下市長 これは、コンパクトシティをつくっていくという構想です。国交省が進めております。金沢市でコンパクトシティというのを国交省が実践をされたんですけれども、できるだけ公共交通があるような場所を中心として、市街化地域を形成していくために、将来的にそこに住居を集めてきて、年齢がいった人でも動きやすい、買い物しやすいとか病院にかかりやすいとかというようなまちづくりをしていくようなものを計画しておけば、そこでまた後年、今岡本委員がおっしゃったように、補助金をとりやすくなっていくということで、まず今年の7月にこの法律が施行されましたので、国の方に頼みまして、葛城市もこの事業に手を挙げさせていただきたいということで、市内、今のところ検討しているのは忍海地区、新庄地区、尺土地区等で、住居も含めて市の近くのところとか駅前通り線の近くとか、尺土駅前の周辺等に住居を集めた場合に、サービス付き高齢者向け住宅（サポージュ）、そういうものを建てやすくしていく。今回の法律については、国交省の法律の中で初めて民間業者がサポージュを建てるということに対して、国から直接補助金が入るようになってるんです。建てられる業者に対して、国と市の方がお手伝いできるという、補助金なり何なりという形でお手伝いができるというようなものになっています。また1回、一緒に勉強していただけたらとい

うふうに思いますけれども、そういう民間からの投資がしやすくなっているけれども、その準備をしておかなければ適用ができないということでございますので、そのコンサルティング費用、準備をまずさせていただいて、来年その計画を立てさせていただくというような運びにしたいと思っています。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、市長の方から詳しく説明していただいたわけでございますけれども、駅を中心にそういう調査をして、将来、医療機関、以前、特定優良賃貸住宅というような住宅があって、民間事業者がマンションを建て、例えば1階は店舗、2階、3階は低所得者、例えばそういう人が入居して、家賃は補助しますよと、そういうようなことをするか、あるいはまた民間の人が建てて、今言われたように、その共有部分は補助金をつけますよ、個々の分は民間でやってくださいよと、そういうふうな事業に乗っていきますよ、そのための調査を事前にと、こういう解釈でええということですか。

山下市長 はい。

岡本委員 なるほどね。ほな、今言われたように忍海、新庄、尺土と、こうなるわけやけども、大体葛城市の中心地を中心にやっていく、それでうまいこといけば将来またほかの駅にもいくと、そういうふうな解釈でええわけですな。はい、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 1つだけ。10ページの広報文書費の印刷製本、これは広報かつらぎというふうにおっしゃったと思うんです。これは世帯数がふえたための補正なんですか。

西井委員長 米井課長。

米井企画政策課長 企画政策課の米井でございます。よろしくお願いたします。

印刷費の増なんですけれども、ご指摘のとおり現在広報を毎月発刊しているわけでございます。当初予定しておりましたページ数が22ページということでございまして、現在11月現在で平均26ページというふうな現状でございます。これにつきましては、市民の方々に対するお知らせ事項がふえたことや、市制10周年に関する事項がふえたということで、ページ数がふえたわけでございます。その分に対する、今後の紙面確保のための補正をお願いしたいということの計上でございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 別に世帯数がふえたからではなく、ページ数がふえた分のということですね。はい、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号の関係部分は原案どおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第59号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野都市整備部長。

生野都市整備部長 都市整備部の生野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程になりました議第59号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について、ご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず最初に歳出についてご説明申し上げます。

2款、1項、1目一般会計繰出金でございます。28節繰出金57万円の補正でございます。

続きまして、歳入でございます。

1款、1項、1目雑入でございます。これにつきましては、貸付金回収管理組合配分金31万円の補正でございます。

続きまして2款、1項、1目繰越金でございます。前年度繰越金26万円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議は

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

まず、その前に、先ほど議第46号、新市建設計画の変更についての審議の中で、岡本委員の質問に対して吉村部長より答弁がありました内容で、参考資料の財政計画の変更内容については、総務建設常任委員会の所管の調査案件に説明させていただくとのことですが、議第45号が既に委員会としては可決いたしております。説明について質疑は内容の確認程度にとどめていただきますよう、よろしく願いいたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。なお、お手元に配付されております資料のうち、図面につきましては委員会終了後に回収させていただきますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、本件について現在の事業の進捗状況などについて、理事者より報告をお願いいたします。

生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの道の駅事業の進捗状況についてでございますが、まず最初に私の方からハード面の方の進捗状況をご説明申し上げます。その後、産業観光部長の方からソフト面についてのご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

今、委員長がおっしゃっていただきました、後で回収はさせていただくんですが、お手元に配付させていただいております道の駅事業の中で行います道路、情報、地域振興棟と道路情報棟の件について、図面に基づいてご説明をさせていただきます。

この分につきましては、今現在お配りいたしました形で進めさせていただいておるわけでございます、詳細についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、下の方に地域振興棟、道路情報棟、その他駐輪場というような場所があるわけでございます、その中で1階、2階、計の床面積が書いておりますので、それに続きまして最初にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、地域振興棟の方につきましては、2,169平方メートル余りを予定いたしておるわけでございます、ただし、この中に左上、身障者駐車場と書かれております下に、かつらぎインフォメーションというのが193平方メートルございまして、これにつきましては道路情報棟の部分にもなるということでございまして、そして、もう1点、休憩スペースが右の方にあるわけでございますが、休憩スペースの中で85平方メートル部分につきましては道路情報棟の部分になるわけでございます、右上に道路情報案内、トイレという形で約260平方メートルの建物があるわけでございますが、先ほど申しました193平方メートルと85平方メートルの278平方メートルを足した部分が道路情報棟の関係で、道路事業で行う分でございます。すなわち、地域振興棟の2,169平方メートルにつきましては、先ほどのかつらぎインフ

ォメーションと休憩の278平方メートルを引きまして、1,891平方メートルが地域振興棟になるわけでございます。

2階につきましては右の方に書かせていただいているわけでございますが、688平方メートル余りが2階の部分でございます。なお、この2階の部分については今現在まだ調整を行っておる段階でございます。

建築の延べ面積につきましては、一番右端の2,933.84平方メートルを予定いたしております。

2段目が先ほど言いました道路情報棟が約260平方メートルあるわけでございます。

その他、駐輪場等につきましては、駐輪場スペースとして90平方メートルを予定いたしております。

床面積につきましては、1階部分が3棟足しますと2,518.87平方メートル、2階につきましては688.32平方メートル、床面積合計が3,207.19平方メートルでございます。建築面積につきましては、3,261.68平方メートルでございます。以前より、この地域振興棟につきましては1階が2,300平方メートル、2階が800平方メートルの予定ということで、6月、9月議会等でご報告をさせていただいておったわけでございますが、今回、こういうような詳細な図面を提示させていただきまして、面積的には3,261.68平方メートルになったということでございますが、なお、建物の下屋といいますかひさしの関係の設計が今現在調整中でございますので、建築面積につきましては幾分か上がるという予定をいたしております。

以上、簡単でございますが、今現在建物の設計に関しましての進捗状況を申し述べさせていただいたわけでございまして、なお、回収と申し上げましたのは、最終的な調整がまだ今後必要となりますので、本日は回収させていただきまして、また次の議会でご報告させていただきたいというように、かように思っておるわけでございます。どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

西井委員長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。

私の方からは、道の駅にかかわりましてのソフト部分につきましてご説明申し上げるということになるわけでございます。

現在、新会社の道の駅かつらぎにおきまして運営計画が協議をされておるところでございます。

配付いたしております運営計画案でございます。現在、今日まで協議がおおむね整っております内容となっております。決定までにはまだ至っておらないところでございます。内容詳細につきましては、課長の方から説明を申し上げますが、それにかかわっての内容につきまして、ご意見がございましたら、その旨をまた承りたいという思いがいたしておるところでございます。新会社の方にその旨を申し上げまして、協議の検討材料にさせていただきたいと思うわけでございます。

なお、収支計画書につきましては、慎重な協議が必要となるというようなところでござい

ますので、まだ提出には至っておらないというところでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

それでは、課長の方から説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

西井委員長 この資料は、後で回収やな。

河合産業観光部長 いえいえ、それはもう。

西井委員長 もう渡しっ放しでええのか。

池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま部長の方からご説明がありました道の駅かつらぎ運営基本構想が、現在固まりつつあるということで、本日、ご報告の方をさせていただきたいと思ひます。

それでは、お手元の方にお配りさせていただきました資料に基づきまして、ご説明の方をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。運営計画の業務の前提といたしまして、道の駅整備の目的といたしまして、道の駅は交通安全を支え、休憩施設、情報発信機能、地域連携機能をあわせ持つ地域活性の核となるにぎわい、交流の場です。葛城市は新市建設計画において商工業、農業の振興、活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を図り、また葛城市総合計画、葛城市都市マスタープランにおいて地場産業振興ゾーン、地場産業拠点施設整備に努めるものとします。そのため、葛城市は施設目的の合致する道の駅を整備し、地域連携機能、情報発信機能を活用し、地域活性化事業を進めるものであります。また、続きまして葛城市の道の駅の運営計画の策定、また道の駅の運営事業者の考え方、めくっていただきまして、新会社の概要といたしまして、新会社の企業理念、また経営方針、道の駅整備の基本方針といたしまして、地域情報を発信し、交流人口の拡大を図る、また広い視野でさまざまな人たちの安全・安心を支えます。地産地消を推進し、葛城市の食のレベルを高めます。活躍の場、雇用の場づくりを通して、地域の活力を創出いたします。続きまして、コンセプト案でございますが、事業コンセプト、また管理運営コンセプトといたしまして、葛城市の魅力である酪農、農業、スポーツ、自然、歴史と新しい道の駅の施設の機能である休憩、買い物、飲食、体験、案内といった機能を重ねあわせ、個々の魅力を幾重にも重ねた新たな魅力を発信するものであります。このように、新しい葛城市の魅力を伝えるふれあいの場づくりとして、また市民の憩いの場として、道の駅を、そして葛城市固有の地域資源を新たに活用し、体験や交流を踏まえた着地型観光の拠点とすることで、来ていただく人により葛城市の魅力を知ってもらい、楽しんでもらうことを基本コンセプトとするものであります。このように、来ていただく皆さんの拠点を葛城山麓のクラブハウスとして、この新しい道の駅を捉えるものであります。

あと、また、ターゲットとしまして、平日、休日で道の駅が発信する葛城市の魅力、道の駅の機能といたしまして、特産品の供給、農産物直売所、そして商工物産であります特産供給施設、加工所であります特産品供給施設、飲食施設であります特産品体験施設、チャレンジショップであります起業家の支援育成事業、情報発信機能をあわせ持つものであります。

また、休憩施設及びその他の機能といたしまして、休憩施設、防災活動の支援機能、エコステーション機能をあわせ持つものであります。

新会社の地域社会貢献、新会社の基本的枠組みの業務領域といたしまして、基本的枠組みと業務領域、管理運営に当たっての条件、資本金及び出資構成、資本金の考え方、株主の権利などを記載させていただいております。それと最後でございますが、法人形態、役員構成ということで、役員構成の方につきましても現在こういった形の中で考えていただいているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何か質問などはございませんか。よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 生野部長から説明受けたわけで、道路情報案内、この部分については今までもらっている図面ではかなり東の方にあつたものを、西の方に一部変更してあるというのがまず1点。

それと、ちょっと、私、わからんのは、道の駅の西にある施設の上に、2階の部分、かつらぎインフォメーション、これ、2階の部分やな。

(発言する者あり)

岡本委員 2階ではないのか。1階か。それが、道路事業に該当すると、今、説明を受けたわけやけども、1つの施設の中で都市再生事業と道の駅事業と、これ、合体して事業でやっていけますのか。

それから、これからどんどん進んでいくわけやけど、この都市再生の中で基幹型事業、あるいは提案型事業と出てくると思うわけやけども、全体的に補助金は40%という話があるわけやけども、基幹型は40%になるかもわからんけども、提案型とかになってきたら40%の補助金に該当しない部分も出てくると思うわけやけど、そこらはこの建物の中でどういう分け方をしていったらええのかということも、教えてもらいたいというふうに思います。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。道路情報案内につきましては、当初は西側の地域振興棟の同じ場所に配置をいたしておったわけでございますが、今回、道路情報案内とトイレにつきましては真ん中の通路を挟んで東側に移動をさせていただいております。そして、当初、その道路情報案内の中にありました、予定をいたしておりましたかつらぎインフォメーションと休憩施設につきましては、地域振興棟の中に併設をさせていただいております。

なお、ご質問の補助金の関係でございますが、これにつきましては、道路事業部分とそして都市再生整備計画部分と補助率が当然55%と40%とあるわけでございますので、この面積につきましてはこの建物の金額に対しまして按分をして、最終的な補助の精算をするという予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 私も理解に苦しむんやけども、同じ施設の中で、部長の説明のように都市再生と道路部分

との按分をしていくということになってくるわけやけど、例えば土地の問題とか建物の基礎の問題、いろいろありますやんか。それは、例えば合算で面積按分でいくと、そういう計算をしますんか。

それと、この今言うてる土地、このここで例えば都市再生整備事業で土地を購入していくということを聞いたわけやけど、例えばこのかつらぎインフォメーションの建てられる敷地というのか、それはそれでまた道路部分で買うてますよと、こういう解釈になっていきまんのか。ちょっとそこらが私、ようわからへんけど。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 事業については、事業費の再質問でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、按分をいたすわけでございます。道路の関係につきましては、今お示しの道路情報案内と地域振興棟が真ん中の通路を挟んで分かれておるわけでございます。用地購入に関しましては、この通路から西側も道路事業で用地は購入いたしておりますので、そういう中で道路事業部分と都市再生整備部分と仕分けをいたしておるわけでございます。以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっとその理解に苦しむのやけども、結局、我々が初めに聞いておったのは、分水というのか、その区域から西は都市再生ですよ、東が道路事業ですよと、こう聞いておったわけやけど、今、部長の話であれば、この通路と分水が違うのかわからんけども、その西側も道路事業で買収をしていると、こういうことを言われているわけやけども、例えば道路事業で買収している上に、例えば都市再生の事業で建物が建つのか。その辺が、私が理解しにくいんですわ。私の質問がややこしいかわからんけども、例えば我々思うのは、例えば1つの線を引いて、ここからこっちは道路事業で買収して施設も建てますよ、ここからこっちは都市再生で土地も買い建物も建てますよというのやったらわかるわけやけども、あなたが今言われたように、ここも道路部分で買うてる土地がありますねん、その道路部分で買うてる土地の上に都市再生の建物を建てますねんと言われたら、私も理解に苦しむので、その辺をわかりやすく説明してもらいたいと思います。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 この分につきましては、大きくは社会資本整備総合交付金事業の旧まちづくり交付金事業と、同じく社会資本整備総合交付金事業の効果促進事業の中で、先ほど申しました通路から東側について道路情報案内、トイレということでございまして、先ほど申しました休憩所なり地域情報施設といいますのがこのかつらぎインフォメーションになるわけでございます。その部分につきましては建築費用も当然按分して申請を行うことで、建物は地域振興棟につきましては一体化に建てるわけでございますので、先ほど申ししておりますように、このインフォメーション部分と休憩スペースの85平方メートルにつきましては建築費の按分という形で、今予算に向けて協議を行っているということでございます。

用地の部分につきましても一部通路から西側、通路で割ってますけども、実際上は同じ敷地となりますので、その面積的な按分も行っていくというような状況でございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 その辺がちょっと私も理解ができへんわけや。先ほど言いましたように、その土地は道路事業で買収しますよと。その上に、その都市再生の事業で建物を建てるというから、ちょっと私もわからんというのと、部長はしきりに社会資本整備交付金事業というふうにおっしゃるわけやけども、道路事業であろうと都市再生だろうと、一番上のその事業の母体は、いわゆる社会資本整備事業補助金というのが一番の母体であって、その下部組織というのか、そこに都市再生もあれば道路事業もあるということやから、今部長が言われた全体の母体と言われたら、全部この中に入るというふうには、間違いではないと思うんです。ところが、今言うてるように、その社会資本整備の中であっても、その事業によって55%の補助がつくものもあれば、例えば40%しか補助がつかないものもあると。こういうことで分けていっとるわけですよ。そやから、今言うてるように、土地は例えば55%の補助金で買いますよ、建物は40%の補助金で建てますよと言われたら、私も理解ができへんので、部長に失礼かわからんけども、ちょっと教えてほしいということで、何回も質問してますけども。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時03分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

生野都市整備部長。

生野都市整備部長 先ほど岡本委員のご質問に対して、少し誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

先ほど、私、道路部分、今の地域振興棟の中に一部道路情報関係の施設を配置するということをおっしゃったわけですが、そのことについては変わりございませんが、なお、その底地につきましても、建設費につきましても、旧のまちづくり交付金事業で行うものでありまして、補助率は40%でございます。

先ほど来、その分につきましても按分するというような形を申し上げたわけですが、それが誤りでございましたので、訂正をお願いいたしたいと思っております。あくまでも建物施設部分につきましては、この地域振興棟につきましては道路事業部分が2つ入るわけですが、土地も上物につきましても旧のまちづくり交付金事業で行うということでございますので、補助率はこの分については40%でございます。

以上です。まことに申しわけございませんでした。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それで、極端に言うたら、私、ようわからんのやけど、前々から、面積は別として、約1万1,000平方メートルは道路部分ですよということで聞いている。それで、2万2,000平方メートルについては都市再生やと聞いている。それで今まで議論してきたと思う。今部長が言われたことは、理解した。せやけども、どの線で、ということは、今のこの通路があつて東側にその道路情報案内所がありますやん。例えばこの通路が通路部分で大体目安として、東

が道路部分やと。例えば。その通路から西側が、要は都市再生やと。そういうふうに解釈をしたらよいのですか。

ということは、ここに建物が建っているということは、今部長がおっしゃったように、建物についてはあくまでも都市再生事業で建てるわけでしょう。ということは、底地も都市再生で買収しないと、底地と上が一致しなければ、こんな補助事業、いかへんやんか。そやから、その区分けとして、今、何遍もしつこいかわからへんけども、例えばこの通路から東側、これが道路事業やねんと。あるいは、西側が都市再生やというので解釈をするのか、例えば部長のように、私、誤解してるのかわからへんけど、例えば前に駐車場があるようになってるやんか。この駐車場部分、またこれは道路事業で買いますということになってくるわけや。そうやってきたら、全体、3万3千平方メートルとっているんで面積若干違うかわからへんけども、例えば道路部分で買収する、55%の補助金の部分については、例えば1万1,000平方メートルやなしに1万5,000平方メートルになるねんとか6,000平方メートルになるねんとか、そういうふうに解釈をしていかないかんわけになるのかいな。その辺をきちっと教えてほしいというふうに思いますねんけどな。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 岡本委員の今回のご質問でございます。図面上は小さい図面しか今現在持っておられないわけございまして、今お手元に配付させていただきましたこの地域振興棟の前に升を描いておるわけございまして、さっき岡本委員が言われましたように、この駐車場部分を含んでこの通路を挟んで東側が道路部分で行っております。

さかのぼりますと、平成24年2月23日の常任委員会のとくに、そういうような形でまち交部分と道の駅の部分を仕分けした図面を提示しておるわけございまして、その中で、今岡本委員ご質問いただきましたように、まち交部分と道路事業が大変ややこしいということでございまして、今お渡しさせていただいた部分で駐車場を含んで通路も含みまして、東側の部分、これが面積的に、約でございますが1.2ヘクタールになるわけございまして、あと、旧まちづくり交付金事業部分については2.1ヘクタールを予定いたしまして、合計3.3ヘクタールという形ございまして、あと、道路等の関係で用地買収等につきましては若干面積等には変更があるわけございまして、あくまでも地域振興棟の北側の駐車場は道路事業で用地買収を行って、補助率55%ございまして、そしてこの地域振興棟を含む西側部分が広場等を含めまして2.1ヘクタールが旧のまち交で行うということございまして。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 結局、今、部長の話のように、面積は1.2ヘクタールと2.1ヘクタール、大体当初から細かい面積は別として、そんなに変わっていないと思うけど、当初から今説明を受けた地域振興棟の前の駐車場、それもあったのかどうか私も忘れていいのかも知らないが、この部分はもともと都市再生の部分に入っていたのと違うのか。これまで入れたら、1.2ヘクタール以上にふえるのと違うのか。当初からそんな図面で、例えばこれだけはみ出るという表現はおかしいのかも知らないが、西の方まで、いわゆる道路部分まで伸びている。それは平成24年

云々という話やったけども、そんな図面、私は見たことがない。そやから、そういうような形で買収を当初から計画したと、そういうことか。一番当初は、さっきも言っていた分水から東が道路事業やと。西が都市再生やということで、私、解釈していて、間違っているかもしれないが、部分的にまたこれだけ伸ばしているということか。途中で変更になったんと違うのか。

当初、我々が聞いていた話では、こんなところまで計画が入ってなかったんと違うのか。ころころ変わるという表現したらおかしいのか知らないが、こういうことになってくるから、その都市計画法とか出てくるのと違うのか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 先ほど、私、平成24年2月の都市産業常任委員会の提案ということでございますので、当然、都市再生整備計画が平成24年3月に策定いたしておりますので、その前段での委員会での説明での資料の中で、小さいですけども、今の駐車場になっている位置に管理事務所、道路地域情報施設、休憩、トイレ施設等が当初の都市再生整備計画に入っておったわけでございます、それで道路部分という協議を行っております。そして、今回は、当初の駐車場だけの部分のところに管理事務所とトイレを移転させて、駐車場にかえたという計画でございます。何分その計画につきましては、あくまでも今申しております通路から西側部分にも管理事務所等の情報施設の建物が地域振興棟とあわせて計画をしておりましたのが、平成24年2月の常任委員会でございます、その後提示させていただいてるのが平成26年の部分で、その図面で土地利用の平面図につきましては、管理事務所等の平面図は掲載いたしておりませんでしたので、誤解を招くような答弁になったかと思えます。あくまでも、今現在この皆様方にお示しいたしました図面の駐車場部分に、管理事務所等の約600平方メートルの建物を建設する予定でございましたので、その部分については道路事業ということに相なっております、その部分は通路の東側に移転させておりますので、その部分を駐車場として利用していくということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長がそうおっしゃっているわけやけども、この建物が1つになったのは、平成25年9月やったんかな。図面もらったのは。それで、今までは、今言われているようにあずまやとか、直売所、加工所ということを分けてきたった。もっとさかのぼったら、この道の駅事業のスタートは、道の駅事業という事業の中で、例えば農産物直売所も建ちますよ、全部できますよと言われてきて、これができないようになった。それから都市再生の話が出てきたわけやろ、順序としては。ちょっとわけがわからなくなって、私、初めから話しているけど。

ところが、都市再生事業でやりますよということで、平成24年3月にその都市再生整備事業計画をつくったわけやけども、今のような配置になってなかったわけや。それで、いろいろ、3つも4つもばらけていたものを、それを1つにまとめられた。これは、去年の9月ごろの話やろ。そのときは、図面引き揚げられた。

それで、去年に、また今年になって、こういうL型の図面が出てきたり、あるいは一部2

階の図面が出てきてるわけやろ。そやから、我々にとって、何が何やらわけがわからなくなっている。

そしたら、その用地買収した土地の分については、こういう建物を1つのものにする前に土地を買っているわけや。だから、今言うてるように、私、何遍もしつこいかわからへんけども、今、通路から東は道路事業。西側は都市再生で買収しているのですかと、何遍も同じ質問してるわけや。

そやから、今部長の話であつたら、私だけが思ってるのかわからへんけども、西側の駐車場になっている、この部分についても道路事業で用地を買収しましたと言われたら、今まで聞いてきた話と今の生野部長の話とは、私は、変わってきていると思っています。分け方が難しいのかしらんけども。

そやから、一番当初のこの道の駅の事業のときに、一番当初から、道の駅というのはこういう建物しか建ちませんということでスタートしていれば、こうならなかったと思うわけや。ところが、全体的に道の駅事業でいって建物を建てますねんときて、途中で補助申請しに行ったら、これはあきまへんねんと。それであれば、都市再生でいったら建ちますねんということできたわけやろ。経緯としたら。それで今になって道路部分や、都市再生やというたら、余計わけがわからんようになってきとるわけや。

それやったら、一遍、全体の図面の中で色分けして、例えばこれだけが道路部分で買入してます、これだけが都市再生部分で買入してますと示してて、その図面に建物を載せてもらえば、我々頭悪い者でもわかるけど、ただ口頭で、この分だけ道路で買ってます、これ都市再生やと言われても、なかなかわかりにくいと私は思いますな。他の人は理解しているのかどうか、私は知りませんが。そやから、最初から聞いてきた話と、今の現在の話になってきたら、どうも私は理解に苦しんでいるわけです。

余り言ったら、時間ばかりとりますので、これはこれでまた後で説明してもらってもよいが、そうでないと、やっぱりほかの人もいろいろな質問があると思うので、私ばかり質問していたら悪いと思うのでこれで終わりますが、どうも今言うたように理解がしにくい。みんな理解されているのか知りませんが、私は、どうもその辺が理解しにくいので、そこらをちゃんと理解できるように説明してくれるのならそれでよいですが、どうですか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 確かに図面をお示ししない中でわかりにくいかと思うんですけども、先ほど来申しますように、平成24年3月に都市再生整備計画を策定させていただいて、その前に、2月23日ですのでその図面に基ついで都市再生整備計画をつくったということでございます。その中で、基幹事業が道の駅交流広場、散策道、観光交流センター、まちおこしセンター、地産地消のレストラン、レンタサイクル等があり、関連事業として道路附属施設、道の駅ということで、これが白黒ですけども、この中で今おっしゃっているこの部分について道路と違うんかというご指摘があつたかと思うんですけども、都市再生のときに、この点線部分で入っておる部分が道路附属施設ですので、ここまでが道路事業としての用地を買っているということでございまして、この部分を、現在建物を東側に移転しまして、その部分は駐車場に

したということでございます。事業手法は一切変わっておりません。そういう中で道路部分ではこの管理事務所、道路情報施設の配置を変えまして駐車場に振りかえさせていただいているということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、この赤の点線で示しているところが当初から道路事業で買収した部分ということ。こういうことを言われたわけですね。それ以外は都市再生で買収したということなんです。今、この図面で建っている、この地域振興棟、この分については土地も上も都市再生です。こういうことの説明をしているということになるわけですね。

それで、さっき言ったかつらぎインフォメーション、これは都市再生でやっていきますよということの説明やと、こういうことで理解したらよいわけか。

わかったようなわからんような。ちょっともう一遍よう考えますわ。済みません。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 道の駅に関してのことですが、新市建設計画の変更の参考資料の中の地域活性化事業、平成24年度では約18億3,800万円ですね。それが、20億5,800万円ほど上がってますね。約2億円になのかな。これの変更内容というのは実際のところどこにあるんですか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの阿古委員の地域活性化事業の金額の変更に伴う部分について、ご説明をさせていただきます。

まず、比較のために平成24年6月と現在をあわせて説明させていただいてよろしいですか。

阿古委員 はい。

生野都市整備部長 平成24年6月につきましては、事業費17億2,788万4,000円、そこに人件費が1億1,007万7,000円で、今お手元の資料のように18億3,796万1,000円と相なっておるわけでございます。事業費の17億2,788万4,000円の内訳について、ご説明申し上げます。

この当時、委託料といたしまして1億4,000万円、工事費といたしまして5億938万4,000円、なお工事費は建物を除く工事費でございます。建物につきましては、道路情報棟、地域交流施設等、地域振興棟を含めまして5億7,900万円。このときの建築予定面積は2,210平方メートルでございました。なお、次に用地及び補償費につきましては、4億9,950万円。そして事業費の合計が、先ほど来申し上げております17億2,788万4,000円。そこへ人件費を足しまして18億3,796万1,000円が、平成24年6月の状況でございます。

今回増額をお願いいたしておりますのは、20億5,788万6,000円。その中に、人件費につきましては8,618万6,000円でございますので、事業費につきましては19億7,170万円と相なっておるわけでございます。

内訳に関しましては、委託料が1億5,070万円で、1,070万円の増でございます。工事費につきましては4億4,700万円で6,238万4,000円の減でございます。建物につきましては、先

ほど説明いたしました約3,200平方メートル余りでございます。7億5,000万円でございます。1億7,100万円の増でございます。用地補償につきましては6億2,400万円で、1億2,450万円でございます。事業費合計19億7,170万円でございます。なお、人件費が2,381万1,000円減額となっておりますので、事業費の増額につきましては2億4,381万6,000円でございます。なお、平成26年と今回につきましてはの増減額につきましては、18億3,796万1,000円から20億5,788万6,000円になっておりますので、増額につきましては2億1,992万5,000円でございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 また後で数字、実際に書いたものがあつたらください。

それで、ざっといろいろな分野で減、土地なんかやったら1億2,000万円ふえてるとか、建物やとふえてるとか、造成工事では減ってるとか、今ざっと聞きましたけども、そうすると、約2億円ふえてるんですね。2億円ふえているうち、一般財源が、当初8,900万円が今回約2億円ですね。そうすると、1億2,000万円ほど一般財源がふえているわけです。

そうすると、ふえた部分について、減った部分とふえた部分とあるんやけども、どういう計算になるんですか。国庫補助もしくは合併特例債充当分。どれぐらいの金額の振り分けにしてるんですか。

というのが、事業費が2億円ふえて、それで一般財源が1億2,000万円ふえるというたら、60%ふえるわけです。一般財源が。率からいうと。

西井委員長 時間かかりますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時28分

再 開 午後3時36分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほどの阿古委員からの質問に対して答弁できますか。

石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願ひいたします。

この道の駅の地域活性化事業につきましては、平成24年度から実施をさせていただいておるわけでございますけれども、この事業費の積み上げによります計算でございますので、平成24年度から決算額をもって積み上げさせていただいておる。決算額のないところにつきましては、予算額をもって積み上げさせていただいておるところでございます。今、阿古委員からの質問の8,000万円の部分につきましては、この積み上げにつきましては人件費も含まれておるということで、その分の部分が単費扱いというような形の中で、補助の枠の計算には入ってこないということで、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 今それを言われるとまた言わんなんです。平成24年6月では1億1,000万円人件費を見

てたんでしょう。それで今回、人件費が8,000万円、逆に減ってるんですよ。ちょっとおかしいな答弁ですな。

前は1億1,000万円を単費で見ているわけでしょう。それで今回は8,000万円ですんでるわけですか。

僕は何を言いたいかというと、先に言います。例えば2億円、事業費がふえるとしましょう。では2億円ふえて、それを合併特例債事業で充当したら95の70でとりあえず一般財源から出るのは5%です。すぐに出るのは。それで、国庫補助の事業でやるとしましょう、例えば。補助金事業でやるとしたら、例えば40%補助、50%補助あるけども、40%補助でやるとしたら60%が単費で、通常はその単費に対しても、裏負担の財源として特例債を用いるのか通常債を用いるのか、いろいろなものを用いるわけです。そうすると、一般財源からの持ち出しが2億円の事業で急に1億2,000万円ふえますというのがこの計画の内容でしょう。そうすると、どういう事業内容でふえたらそれぐらい一般財源が急にぼんと要るのやという、それを感じるわけです。

そやから、事業費がふえる率に比べて、一般財源の持ち出しが大きいから、60%の持ち出しはどんな事業やったらそうなるのというのがあから、それはどうなってるんですかと聞いたわけです。

このことについては後でもう1回聞かせてもらえれば結構です。

ただ、ちょっとふえ方に違和感があるから。2億円ふえて1億2,000万円一般財源がふえるというのは違和感があるから、その裏負担はどうなってるんですかと聞いたわけです。

それで、気になるのが、1つはこの流れからいうと、合併特例債を今満額まで多分発行してるんですか。そやから事業費、今回、全体を見たらふえている。ふえてるに当たって、合併特例債のその額は99億円やったかな、約100億円ぐらいで両方ともほぼ固定している。ということは、もう合併特例債はもうこれ以上ないということの理解でよろしいんですか。それをちょっと確認したい。

西井委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

平成24年6月時に出ささせていただきました新市建設計画事業の中での合併特例債の活用見込み額98億9,690万円ということで見ておったわけでございます。この合併特例債の上限99億9,400万円ということでございまして、今回12月に出ささせていただいておる中では、そのうち99億9,000万円という見込みで出ささせていただいておると、こういうところでございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 わかりました。そやからもう合併特例債はこれ以上もうできないから、もし何かの事業でふえた部分があれば、例えば国庫補助に乗せるか、通常債でいくかというような選択の中で、事業組み上げをしていっているということですよ。

そうすると、これ、ちょっと言いにくくなったけども、道の駅、当初は一体事業なのかな

と違ってたら、下の3万3,000平方メートルは地域活性化事業やと。それで、西側の面積の5万平方メートルやったかな、ざっと、その部分は別事業ですよという説明を受けてますけども、その別事業の部分でどれぐらい、あとかかるんですか。今出てきている道の駅の事業というのはあくまで3万3,000平方メートルの部分で。これは新市建設計画の中に載っている事業。そうすると、あとの部分でどれぐらいかかるんですか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 今お尋ねの件でございます。この分につきましては、当初競売で落札させていたいただきました実測面積でいいますと4万2,990平方メートルと。今回、吸収源対策公園緑地事業を実施する中で、個人のお持ちの部分6,840平方メートルを買収させていただく。そして、大池の部分につきましては旧當麻町の用地でございますので、3,368平方メートルあるわけでございます。延べ面積といたしますと5万3,200平方メートル余りになるかと思えます。その中で、今年度、葛城市と奈良県とで合同で事業を行っていくわけでございますが、その中で今年度、用地測量については葛城市の方で実測測量を行いまして、その結果を奈良県の方でそれに基づきまして今現在設計に入らせていただいておりますので、工事等につきましては平成27年度から実施をする予定でございますので、今の段階では。当然、今、県と協議中でございますので、事業費についてはまだつかんでいないというのが実情でございますので、わかり次第、工事等につきましてはご報告をさせていただきたい、かように思います。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 今年度から事業をしますと言うてはるわけでしょう。それで、今年度から事業するに当たって、その全体の事業費がわからへんて、それで今年度から事業しますねんて、どういう事業なのかなと思うんですよ。それで、今の話やと、もしその計算ができてないとしたら、さっきの財政計画の中にも反映されていない。多分。だって事業費がわからへんものがあるって、その計画上数字が上げられへんわけやから、上がってこないわけですよ。そやから、そういうもろもろの、本来、新市建設計画だけが市の事業やないんですよ。いろいろな事業がある。その中で、今回見てるのは、新市建設計画だけ見てそれで財政計画見て、これで何とかぎりぎりいけそうですねんみたいなのは悔しい。

それをいつも言うんです。まず全体の事業費を、多分、事業費をつかんでないとは思えない。平成27年からいきますねんて、平成27年て、もう後何カ月後ですよ。まずその辺、誠実な答弁をお願いしたいんですけどね。

西井委員長 時間も来てますので、阿古委員のおっしゃっていることについても、もうちょっと調べていただき、先ほどの岡本委員のことも含めて、もうちょっときちっと調べた中で、これは調査案件になっておりますので、次の委員会なり協議会のときに道の駅の事業の進捗状況の中で、今のことを皆さん方にわかりやすい形で提示してもらいたいということで、どうですか、皆さん方。

阿古委員 次っていつですか。3月ですか。

西井委員長 調査案件になっておりますので、閉会中審議の中で検討させてもらいたいと思っております。よろしいですか。

阿古委員 いや、納得できません。そなん、平成27年度から事業にかかると言われて全体事業費がわからないはずがない。

西井委員長 今、資料を出してもろうて。

阿古委員 資料があるんやったら出してもらっても、後で出しても。

西井委員長 きちっとした答弁ができるか、きちっと。
松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。

今おっしゃっている道の駅の西側の公園ですけども、あくまでも概算でつかんでおりますのが、用地が約9,000万円。それと工事費につきましては1億5,000万円。これは補助金が2分の1、用地につきましては3分の1で執行する予定をしております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 今言うてる全体の事業費としては、そうすると2億4,000万円という理解の仕方ですね。それで今言うてる用地部分と事業部分は補助率が違いますよ、それと、今多分決まっているのか決まっていないのかわからないけど、要は、これは葛城市が持ち出すお金だけをカウントしていただいたんですか。ということは、ある程度県との配分も決まっているわけですね。半々ぐらいと考えていいのか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 今ご指摘の件でございますが、県でする部分と葛城市がする部分を分けさせていただいておりますので、今現在県の方で2カ年にまたがってしていただくということで、約1億2,000万円が県の方の事業費と聞いております。部分的に県が工事をして、また葛城市が入っていくような形になろうかと思っておりますので、そういう詳細の詰めは順次行う予定でございますので、県については1億2,000万円、2カ年、平成26年と平成27年で1億2,000万円というように聞いておりました、平成27年につきましては当然県の方も予算要求されていませんので予定ということでございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 ではまず県に先に事業をやってもらいますよという話ですな。今の感じやと。それで、その事業をやってもらって、そのあと残った事業を葛城市の方でやっていきましようかというような感覚の事業の進め方なんですかね。並行していくというのは、今のとはちょっと違うのかな。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 工事につきましては、斜面の頂上部分の切り下げが県と協議の中で市がすることになっておりますので、その部分がまず最初に葛城市が入っていく。そして、県の方には斜面中央エリアの崩壊地上部の土地の整形、斜面全域における排水溝の設置、麓から斜面頂上

部の通路の設置等が県の行う事業でございますので、まず市が斜面頂上部を約3メートルになるわけでございますが、その部分を切り下げて、それから県の方に入っていただいて、順次県と工事については調整をしながら、最終的には市の方で吸収源の公園には仕上げていくというような予定でございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 大体イメージとしてはわかりました。ざっと市の方では2億4,000万円ぐらいかかりそうやという、あくまで概算の話ですな。概算の話でかかるということも、今これで大体理解しました。

とりあえず、今、ここで一旦、僕は終わります。

西井委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 この新市建設計画、もう阿古さん入っていかはったわけやけど、今、部長の方から一応事業、当初と変更と聞かせてもらいましたけども、この中で、工事変更後の4億4,700万円の金額を教えていただいたわけやけども、この中に、例えば、今、消防署の前の県道の拡幅工事とか、あるいはオンランプ、どうなっているのかよくわからないが、そのランプの工事をするとかいう話もあるわけやけど、それと公園部分もあるわけやけども、それ、全ての工事を含んで4億4,700万円という解釈でよいものか。あるいは、今言うてる全体事業が20億円になっているわけやけど、私が今言うた分は別ですよ、新市の建設計画に入らないで、別に事業をやりますねんと、こうなるのか。その辺はどうですか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 今、ご質問いただいている4億4,700万円の部分でございます。この部分につきましては、道の駅部分でありまして、南阪奈のオンランプにつきましては、ネクスコ西日本、奈良国道事務所、奈良県、葛城市が寄って、今鋭意調整を行っておりますので、その分につきましては、その他事業で行う予定をいたしております。そして、県道部分につきましても、この事業費ではなくして、その他の事業で行う予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 そうなってきたら、今、道の駅事業としては20億円になるわけやけども、今言われたように、オンランプやら県道の工事というたら、その他事業でやっていくということになってきたら、いわゆる特例債、もう使えませんと。一般債だけを使っていく、そういうことになってくるわけか。ということは、今、阿古さんが指摘されているように、この1億2,000万円ほど市単がふえてきているわけやから、その分に当ててるのかなと思ったわけやけど、そういうことでもない。こういうことやねんな。今言うてる道の駅だけで完成しようと思ったら20億5,700万円。それで完成できるということ、こういうことになるわけか。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの特例債の関係でございますが、それにつきましては、中道・諸桑線を

その他事業に振りかえておりますので、その中道・諸桑線部分の4億1,012万9,000円を充当する予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 いや、それ、全体事業費のことを指してるわけか。中道・諸桑はもうしないということか。中道・諸桑の事業は、この新市の建設計画から除いていくと、こういうことになるわけか。

私、質問の内容、これ全体を言っているのか、部分を言った方がよくわからなかったけど、今、中道・諸桑線と出てきているわけやけど。

西井委員長 ちょっと、岡本さん、中道・諸桑の話は調査案件でないの。

岡本委員 いや、違う、中道・諸桑を削って充当するということになるから、どういうことですかと聞いとるわけ。

西井委員長 いやけど、中道・諸桑については、きょうの調査案件から離れてくるということで、その辺が。

岡本委員 いや、違います。今言うてるこのオンランプとか、県道の東側を工事するのに、単独かと聞いているわけです。それは中道・諸桑の事業を充当すると言われるから、止めるのかと質問しているのです。

西井委員長 中道・諸桑の話も含めて、答弁もう一回ということで。

生野都市整備部長。

生野都市整備部長 中道・諸桑については、当初この新市建設計画に載っておるわけですが、今、お示しをさせていただいておる平成24年6月のところで、その他ということで上げさせていただいておるわけですが、鋭意、用地交渉を行っておるわけですが、用地交渉がはかどらないという中で、この期間内での実現は難しい。

西井委員長 生野都市整備部長。中道・諸桑の話は、この調査案件と違うから、その辺で。

生野都市整備部長 今、中道・諸桑がその中で事業の進捗が見込めないの、その部分を新市建設計画の期間内に、その他事業へ振りかえさせていただいたということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 委員長、今しきりにそこへ入っていったらあかんと言われるが、やっぱり新市の建設計画で計画したものについては、できるだけそれは実行するという形をとってもらわないと、事業を進めてきて、途中でやめますねんと言うたら、今でき上がった道、ここでやめたら経済効果何も出ないことになるや。途中まで拡幅してやめますねん。これはやっぱり、まちづくりとしてはやってはいかんことと私は思います。ある程度まで広げて、途中で通れない道路計画、そんな計画はないですよ。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員 いや、今、質問しているので、答えてもらわないと。そんなん、前向いて行きまへんやんか。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時56分

再 開 午後4時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

中道・諸桑線の事業につきましては、当初、岡本委員がおっしゃるように新市建設の方に入っていたということになっていたと思いますが、平成24年のときにその他の事業に振りかえさせていただいたところございまして、その他事業において進めるというような形でご認識をお願いいたします。

部長も申し上げましたように、用地の関係で滞っておるところでございますけれども、事業はその他事業で行うというところでございます。

また、先ほど部長が申し上げましたように、県道の分、オンランプ分、公園分につきましても、その他事業ということで進めるというところで、計画をしておるところでございます。以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、今の課長の説明であつたら、道の駅については25億500万円になっていると。それ以外でオンランプとか県道の拡幅をしていく、こういうことか。例えば、その事業費がきちつとはつかまれないと思うけど、大ざっぱでもええけども、例えば10億かかりますねんとかいうことの事業費は、どのぐらいかわかりますか。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 現在、概算でございますけれども、つかませていただいている数字につきましては、オンランプ、県道部分工事等を含めまして、4億4,000万円ほどの金額を今の分で計上させていただきますというところでございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 県道とオンランプは4億4,000万円ぐらいやねんな。

ちょっと、もう一遍戻るけども、その周辺工事というのか、公園部分とかあるやんか。その道の駅の今、都市再生の中で。先ほど部長が言うたように、その4億4,000万円の工事の中に、その分も全部含まれてますよと、そういう解釈でええわけですな。こっちの道の駅部分ということになれば、この中に含まれているということやから、今、20億円の中には、今言うてる区域の外の分については別やけども、中の分については今の20億円よりふえませんよ、減る可能性はあるかわからんけどもふえませんよと、こういうことやな。まだ今概算やから、きっちりいかへんと思うさかいに。だから、全体として概算で行っているということは、若干は20億円に減るという解釈にしておいてもええと、こういうことやねんな。

そら、明言できへんかもわからんで。ということは、概算やんか。誰でもようけ目に見てるわけや。そやから、きちつとしてた段階で、それは、ふえるものもあるかわからんけども、大体これ以上はふえへん。何ぼかは減るやろうと、こう解釈しといたらええと、こういうことでええわけですな。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

もちろん、先ほど私が申しあげましたように、岡本委員及び阿古委員の質問にあったことは、若干わかりにくい点もありますので、その辺がちゃんと整理できてわかりやすく説明できるような形で、資料ができたときには、申しあげてもらったら、閉会中の審議の中でまた説明の場を設けたいと思います。その辺で、皆さん方、ご理解ください。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきましても、現在の事業の進捗状況などについて、理事者より報告願います。

生野都市整備部長。

生野都市整備部長 尺土駅前周辺整備事業について、今現在の進捗と申しますか状況をご説明申し上げます。お手元に平成26年11月30日現在の買収箇所という形で、赤色塗りの図面をさせていただいておりますが、その図面をごらんいただきたいと思います。なお、今現在の進捗についてご説明申し上げます。ただ、平成26年度は用地買収に専念いたしておるわけですが、こういう赤色に塗れた場所はございません。それを最初にご報告申し上げまして、用地交渉の進捗の関係をご説明申し上げたいと思います。

17番につきましては、ほぼご了解いただいた中で、この8番の南側の方に代替として、今、設計をしていただいておりますので、年度末なり年度当初にご契約する予定をいたしておるわけですが、

16番、15番、3番につきましては、代替地を提示してまだ鋭意ご協力願うべく、話を行っております。

13番につきましては、6人の方々が借家人という中でおられまして、本人につきましては間もなく契約できるんですけども、何分店子と申しますか、借家人が6名おられますので、今、6人個々に移転先を含めまして鋭意交渉を行っております。

続いて、1番の方につきましては、葛下川のところにも1番があるわけですが、これにつきましては現在相続登記をお願いいたしておるわけですが、相続ができるこの1番の方をまず、この同じ方でしたら税の関係も1回なんですけども、名義が変わらるということですので、まず葛下川の1番を先に契約させていただきまして、この橋りょう工事等に向けて今鋭意交渉をいたしておるわけですが、

2番につきましては、移転先等のことがなかなかまとまらないというような状況でございます。

3番につきましては、以前から申し上げてますように、工事のときには必ず契約することをお願いしておりますので、工事をするときには契約していただくというような運びでございます。

以上、まことに簡単なお説明でございますが、今現在の用地状況については以上でございます。

ます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何か質問などはございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から報告を受けて、一生懸命努力してもらってということで、1点気になんのやけども、1番葛下川のところで、今、相続登記が必要やという話を部長がされたと思うけども、以前から話をしているように、もう契約できますねんと。葛下川の工事、繰越しできまんのか、できますねん。ところが12月になって法外な値段を言われましたと、こう答弁してはるわけや。前の部長が。その事は、市長も副市長も知ってる。繰越ししてできまんのかと。9月のときに杭も打たなあかん、できまんのかと。いや、できますねん。それで、12月になって、そのように言っていたが、契約できませんねん。法外な値段言われましてん。それで契約できませんでした、こう説明を受けてるのに、今部長の話を聞いたら、これ、相続登記をしなければならないので相続登記を先行しますと言われたら、それなら今までの話はどうなったんや。相続登記できているから、もう契約できますねんと説明を受けてきたわけやんか。それが、法外な値段を言われて、工事ができませんでしたと、こういう答弁を受けてるやん。それで、今、部長の答弁を聞いたら、相続登記しなければならないので、これ、工事急ぐので先に契約しますと言われたら、前の話と今の話と全然違うやんかい。この尺土の駅前通り線、これずっと一生懸命やってくれてはるのはようわかるけども、なかなか用地の方が進まへん。何の原因があって進まへんのか、それはようわからんで。用地の鑑定が低くてならへんのか、金が払いすぎてならへんのか、それはようわからんけど、何でこれだけ事業がおくれているのかなと思うし、何も部長、上げ足とってるのと違いますねんで。私は正直に聞いて、そういう説明を受けたら、一生懸命やってくれてはるのはようわかんねんけども、前任者の話と今の話とそろんと変えられたら、本当に何が原因で進まへんのかというのがわからへんから、ちょっとその辺だけ、悪いけどもう一遍説明してほしいと思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。

ただいまの岡本委員の尺土の葛下川付近の用地交渉でございますけれども、この方につきましては、先ほど部長からも説明ありましたように、2つの地域の区域の用地を保有されておるということの中で、1番につきましては亡くなられた奥様の名義というような形になっておりましたので、その当時から相続が発生するということが考えておったところでございますけれども、その時点でもまだ相続はできておりませんでした。ただ、ある程度、先ほど言っておりましたように、契約の見込みというような形が立ちまして、最終お伺いさせていただいたところ、単価的な部分の折り合いが最終的にはつかなくて、契約ができなかったという状況になったわけですが、その後も話を継続させていただいておるわけですが、その継続させていただいておる話の中で、こちらについては相続人の方、ご主人以外の方で相続していただけるというような話も一部いただきましたので、今、生野部長からご説明させていただいたような説明になったものであります。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 課長の言うのはよくわかるけども、それやったら、今交渉した期間は、ざっと1年余りあった。その間に、やっぱりきちっと、向こうにしたら協力するしないは別にして、相続は絶対しないと誰にも売買できないので、急かすというのか、早いことやってくれとか、そういう交渉をやっていかないと、なかなか用地交渉というのは進んでいかないと思う。それでまた繰越し、繰越しとなってきたら、職員にばかり荷がかかってきてうまいこといかへん。だから、もうしつこく聞かないが、やっぱり用地交渉というのはいろいろな形の中でやっていかないと、あかんと私はいつも思う。用地交渉というのは機関銃や。一遍行って、一月も二月もほっとく、これが一番あかん。行きかけたら毎日行かれへんのかしらんけども、やっぱり夜昼関係なしに行く、こういう姿勢やないと、交渉というのはなかなかできへん。そういうことを、ひとつ、やってもらいたいということを、お願いだけしておきます。

西井委員長 ほかにございませんか。

阿古委員。

阿古委員 聞き逃したのかもわかりませんので、2番の方と3番の方と9番の方の状況を教えてください。

西井委員長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 まず最初に、2番の方でございます。これは、ハイツでございまして、当然代替地を求めてその場所で建替えということをおっしゃっているわけでございますが、なかなか地元もいろいろお世話をかけながら、代替地の提示を行っておるわけでございますが、同意には至っていないという状況でございます。

この3番につきましては、マンションの駐車場として今現在ご使用になっておりますので、契約はすぐでもする。ただ工事が進捗のない中で、用地については、単価等は提示させていただいておりますので、その中で協力はさせていただくという返事をいただいております。

なお、9番の方につきましては、15番の方と16番の方と、9番、15番、16番につきましては、葛下川の西側の代替地を提示いたしまして、今現在開発関係の協議も行っておるわけでございますが、その中で当然3軒分が建つわけでございますので、その中で場所的なものにちょっと3者の方の合意がなかなか得られていないというような状況でございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 この尺土駅前の広場の整備事業というのは、平成16年に葛城市が合併したときの、1つの象徴的な事業なんです。それで、2カ月ほど前に葛城市は合併10周年を迎えたといって式典をやったんやけども、その10年間でぜひとも完遂してほしかった事業の大きな1つやったんですよ。それが、今お聞きしていると、なかなか事業進捗が厳しいというお話です。正直なことを言うたら。それで、それはいろいろな事業、やりやすい事業もやりにくい事業もいっぱいあります。その事業の内容によって。せやけども、市民が一番望む事業をまず何としても優先してやっていただきたい。確かに用地買収というのは大変やと思います。思いますけども、確かプロジェクトチームをつくってやるというお話でしたですね。そやから、その意

気込みで1日でも早く整備していただきたい。

言うてる意味、わかりますやん。そやから、本当に市民が望むべき事業なんです。その事業はできるだけ早く完遂していただきたい。それだけお願いしておきます。

西井委員長 下村委員。

下村委員 阿古委員が言われるのに、私も同感というか、同じことを言いたい。後で言おうと思ってました。それは今阿古委員から言われましたので、置いときますけれども、実際、地元の方々、今回、進捗状況がないと、目で見るところ全然進んでいないということで、一般の方々から私に問い合わせがかなりあるんですけれども、どうなってるのやということと、それと、今言われたアパートの件も、ここの持ち主も大字の方へ言われていたことはあるんです。こういう形でこういう場所で、これだけの広さでと。私も地元ですので、いろいろ区長なりと相談したんですけれども、それに該当する場所がないというようなことがあって、担当部署のご苦勞は非常に私もわかるんですけれども、目に見えて全く今のところ1年間進んでいないということ。だから、努力していただいているのはわかるんですけれども、今、阿古委員も言われたように、これ、合併のときの、本当に、私から言えばナンバー1の、葛城市の核となる特急停車駅というようなことで、本当は10年間の間に私もやってほしかったんですけれども、今のところ目に見えて全然動いていないということと、それともう一つ、これも10年前ぐらいからになると思うんですけれども、地元の役員から毎年大字要望として、今も来られていると思うんですけれども、南側が完成すれば北の国道166号へ道を抜いてほしいと。というのは、非常に今現時点でも危険な状態にあるということは、地元の方が一番よくわかると思うんです。磐城第二保育所へ行くところの、北が国道166号から尺土駅へ来られる方なんですけれども、第二保育所のあの通りありますけれども、あそこに踏切がありまして、特に朝と夕方は非常に混雑します。それにより、磐城第二保育所も危険。朝も、それと帰りも非常に危険な状態にあるということと、それと南都銀行の尺土支店の方からツバキ・ナカシマへ行くところも、あそこも10トン車、大型車が通って非常に混雑します。けれども、北側から入ってこられて、踏切が混むから手前で曲がるという現実がありますので、そここのところを考えていただいて、また地元から強い要望があると思うんですけれども、早急に南側を完成するようにまずしていただきたい。これは要望なんですけれどもね。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、下村委員から話があったわけやけども、弁之庄木戸線、今、下村委員が言われていることの解決をするために、踏切を越えて弁之庄木戸線を県道にしてほしい。それで結局、高田土木事務所では、我々は県道やから寺口北花内から香芝市の別所まで抜かなあかんというて、要望も出した。県の方は、そんな大きな事業はなかなかできへんやろうと。そやから、協議会をつくって尺土のところだけを先にしようやないかという話まで詰めた。その話が、今どうなったのか、私も下村委員に言われるまであまり言うたらいかんと思って黙っていたわけやけども、その県との話、今、下村委員が言われている尺土、尺土だけやない、その周

辺の人も難儀してる。大型の車が南北に走れない。そういうことの解消をするために、弁之庄木戸線を県道でやってほしい。県の方で、理想は香芝市までやけども、それがなかなかできないので、協議会をつくってやっていこうというて、2回ほど会議したけれども、それから後、その会議はどうなっているのか。今、下村委員が言われているように、地元議員として地元の要望として一生懸命やっていかなあかんと言われているわけやけども、そこらの話はどうなっているのかと私は思うので、今の進捗状況を教えていただきたい。

西井委員長 市長。

山下市長 調査費としては幾らか、2年間か、つけていただいたというふうに思っておりますけれども、県の方の見解が、葛城市内だけの道路であるならば、それは県が関与すべき道路ではないというような見解を示されました。今まで協議会がどのような形で進んでおったのか、私はわかりませんが、そのような形で県の見解を示されたので、いま一度、大和高田市と香芝市と協力をしてやってくれませんかという形で要望を上げさせてもらっているというのが現状でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 そら、市長はそうかしらんけど、現実的に動いていることは事実です。誰とは名指しで言ってもよいのかどうかわからんけど。せやけど市長、そなんん言ってしまったら、一生懸命職員もやってきているので、それを進めてもらうように市長はしてほしいと思う。今、市長が言われたように、香芝市や大和高田に、もう一遍言ってますと言われたら、その話は一番当初の話であって、今言っている話は、もう今現在進んでいるわけやろ。もう2回か3回協議しているはずやろ。

西井委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

引き続きまして、行政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、付議事件であります議第46号、新市建設計画の変更について既に審査されましたので、理事者側からの報告はございません。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、現在の事業の進捗状況などについて、理事者側より報告をお願いいたします。

吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

先日の12月5日開催の総務建設常任委員会の協議会におきまして、法定協議会に対しまして県の「安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金」の交付決定がなされまして、この補助金をもってアンケートをさせていただき、旨のご報告をさせていただきました。

本日、そのアンケート調査の内容をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

まず、表につけておりますのが、1枚物の用紙でございます、アンケート調査の目的と依頼のお願いを記入している分でございます。無作為に抽出いたしまして、3,000世帯の方にお送りしているところでございます。

その裏面でございます。現在の葛城市の公共交通網を色分けして明記しております。参考としてつけさせていただいております。

そして、次のホッチキスどめの部分が、アンケート調査の回答用紙となっております。中学生以上の方を対象に、1世帯当たり3名までアンケートにお答えしていただくようになっております。質問1では住所、質問2につきましてはお答えいただく方の情報を、そして、2ページ目でございます、普段の生活での外出につきまして問いかけまして、一番最も行かれる場所、2番目に行かれる場所、3番目によく行かれる場所という形で、アンケートをしております。

4ページでございます。質問4につきましては、市内を走る公共交通についてお答えくださいという内容のものでございます。

質問5につきましては、市内を走る路線バスについてお答えくださいということで、3問までお答えいただくようになっております。

6ページでございます。市内を走るコミュニティバスについての問いでございます。6の1から次の7ページの6の6まで、最も行きたい場所を踏まえまして質問をさせていただいております。

8ページにつきましては、先ほどの問いの2番目に行きたい場所という問いでございます。

質問7につきましては、今後の公共交通についてお伺いしたいということで、有料化も踏まえまして質問をさせていただいております。

問い8につきましては、その他のご意見や要望ということで、アンケートを出しております。

回答期限は12月24日ポスト投函ということになっております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何か質問などはございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度でとどめたいと思います。お諮りします。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、また、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、また、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し入れをいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、及び行財政改革に関する事項について、公共バスの運行については、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

また、先ほど申し上げましたように、今回の調査案件においてちょっとわかりにくい点がありましたので、もうちょっとわかりやすいような、何か簡単な資料をつくってもらって、それができ次第また申し出してもらえたら、また正副委員長で相談させてもらい、閉会中の審議をさせてもらいたいと思います。

以上で本日の審査事項はすべて終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

師走の大変忙しい中、皆さん大変慎重審議をしてもらいまして、ありがとうございました。

これから、正月にかけてまだまだ忙しい日にち、師走という、先生も走ると言われるような忙しいときでございますが、皆さん方、大変体に留意してもらいまして、またいろいろな形で頑張ってもらいたいと思います。

どうも、本日はありがとうございました。これをもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 西 井 覚